

第 20 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 1 日)

平成 20 年 3 月 4 日 (火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 . 議案第 6 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 6 . 日程第 7 ないし日程第 9 について
- 日程第 7 . 議案第 7 号 町道路線の廃止について
- 日程第 8 . 議案第 8 号 町道路線の変更について
- 日程第 9 . 議案第 9 号 町道路線の認定について
- 日程第 10 . 議案第 10 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 11 . 議案第 11 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 12 . 議案第 12 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 . 議案第 13 号 佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 日程第 14 . 議案第 14 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 . 議案第 15 号 佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 16 . 議案第 16 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 . 議案第 17 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 . 議案第 18 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 . 議案第 19 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 . 議案第 20 号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 21 . 議案第 21 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 . 議案第 22 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 . 議案第 23 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 . 議案第 24 号 佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 . 議案第 25 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 . 議案第 26 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 . 日程第 28 ないし日程第 38 について
- 日程第 28 . 議案第 27 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 29 . 議案第 28 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 30 . 議案第 29 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 31 . 議案第 30 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 32 . 議案第 31 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 33 . 議案第 32 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 34 . 議案第 33 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）

- の提出について
- 日程第 35. 議案第 34 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 36. 議案第 35 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 37. 議案第 36 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 38. 議案第 37 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 39. 日程第 40 ないし日程第 55 について
- 日程第 40. 議案第 38 号 平成 20 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 41. 議案第 39 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 42. 議案第 40 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 43. 議案第 41 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
- 日程第 44. 議案第 42 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 45. 議案第 43 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 日程第 46. 議案第 44 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 47. 議案第 45 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 48. 議案第 46 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 49. 議案第 47 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 日程第 50. 議案第 48 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 51. 議案第 49 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 52. 議案第 50 号 平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 53. 議案第 51 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 54. 議案第 52 号 平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 日程第 55. 議案第 53 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 56. 日程第 57 ないし日程第 58 について
- 日程第 57. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 58. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 59. 同意第 1 号 損害評価会委員の選任同意について
- 日程第 60. 同意第 2 号 石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 61. 請願第 2 号 議員報酬の引き下げを求める請願書
- 日程第 62. 予算特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 63. 予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 64. 委員会付託について
- 日程第 65. 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

立春が過ぎ日一日と春らしさを感じられます今日、ここに第 20 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝より、またご健勝にてご参集を賜り、誠にご苦労さまでございます。

さて、今期定例会に付議される主な案件は、人事に関する案件が 4 件、町条例に関する案件が 16 件、平成 19 年度各会計補正予算案等の案件が 11 件、平成 20 年度各会計の案件が 16 件、議員発議が 1 件、町道に関する案件が 3 件など、今定例会に 57 件の案件が付議されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜りこれら諸案件につき慎重なるご審議を賜り適切妥当なる結論が得られますよう、お願いを申し上げ開会のあいさつといたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 20 回佐用町議会定例会を開会いたします。なお今期定例会のため地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。

なお、本日は、傍聴者はいらっしゃいません。

それでは日程に移ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。

10 番、高木照雄君。11 番、山本幹雄君。

以上の両君をお願いいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 日程第 2、会期決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日 3 月 4 日より 3 月 25 日までの 22 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日 3 月 4 日より 3 月 25 日までの 22 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 行政報告

議長（西岡 正君） 日程第 3 に入ります。これより行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん改めましておはようございます。

今年の冬は本当に大変寒く雪も多かったわけですが、明日は啓蟄、こうして日の光も大分明るく春めいてまいりました。今日からのされました第 20 回の定例会 22 日の会期ということで沢山の案件を提案させていただいております。20 年度の当初予算につきまして、重要案件をご審議をお願いするわけでございますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、最初に行政報告をさせていただきます。

まず、この度の職員の収賄容疑による逮捕事件についてであります。先の臨時議会でも私の処分とともにお詫びを申し上げましたところでございますが、2 月 29 日に別件において再々逮捕されております。これで関係者等において限定をされたものではないかというふうに思われますが、捜査はまだ継続をしております。この度、逮捕されましたコンサル会社ウエスコにつきましては、即刻指名停止処分といたしております。全体の奉仕者として法令順守、社会規範を率先しなければならない町職員が、今回のような恥ずかしい不祥事を起こし町の信用を失墜し、町民皆様の信頼を裏切りましたことに対しまして全体の責任者であります私や、深く反省をし、お詫びを申し上げたいと思って、深くお詫びを申し上げるところでございます。このような事態を重く受け止め二度とこの様な不祥事を起こさないよう再発防止に向け一層強化を図り全職員が一丸となって信頼回復に努力する決意でございます。申し訳ありませんでした。

次に、にしはりま環境事務組合で取り組んでおります環境循環型社会拠点施設建設事業についてであります。2 月 28 日に組合議員協議会引き続いて組合議会を開催をさせていただき、ご審議をいただいております。その結果を報告をさせていただきます。

まず用地取得の契約の承認についてであります。建設予定地につきまして企業庁よりの所有地を譲渡いただくということで 23 万 1,890 平米を 2,350 万 1,600 円。平米あたり 101 円ぐらいになります。そういう契約を行いました。この件についてご承認をいただいております。道路用地につきましては無償貸与。また敷地、道路用地等にあります民間の民有地につきましても購入をいたしております。

次に工事請負契約の承認についてであります。土地の造成、進入道路の工事等についての請負契約につきまして地元建設業社も含めた J V 方式の制限付き一般競争入札を行いました結果、9 の共同企業体が参加がありました。その中で入札を行いました結果、1 社失格。契約につきましては 9 億 9,540 万円で、これは消費税込みであります。宮本組、山陽建設工業、福原組の共同企業体に決定をいたしました。予定価格に対しまして 73.8 パーセントで低入札の調査基準以下の入札でありましたので、いったん保留をし調査をした結果、妥当であるという結論の下に契約を締結をさせていただき承認をいただいたところであります。

次に、今後の工事实施スケジュールであります。これまで予定しておりました 22 年 4 月完成ということで、ずっと進めてきたわけですが、皆さん方も色々ご存知のとおり合併による枠組みの問題、また周辺地域の同意の問題、また民有地の用地の交渉、それぞれがかなり時間を要しておりました。そういう中で、いよいよ建設工事に着手をしたわけでありまして、この土木工事におきましても約 2 年余りかかる予定であります。また、これから施設の発注に向けた性能仕様書の作成が今年一杯ぐらい時間を要するというふうに思っております。そういう仕様書を作成後、21 年、年明けの 1 月ぐらいに施設の発注契約を行いたいというふうに考えております。施設につきましては、熱回収施設、そしてリサイクル施設等の建設になるわけですが、約 3 年位、これは建設期間と性能試験の期間も含めて 3 年位を要するというふうに考えております。そういうスケジュールを調整いたしました結果、正式な供用開始を平成 24 年の 1 月位というふうに設定をいたしております。組合に報告を、組合議会にも報告をさせていただきました。

また、それに工事なり事業に向けての 19 年度の補正予算、そして 20 年度の予算もご承認をいただいたところであります。

以上、にしはりま環境事務組合の事業についての報告とさせていただきます。

次に、町内の道路関係についてご報告をさせていただきます。

まず国道 373 号円光寺バイパスにつきましては、年度当初 19 年度中に供用開始の予定というふうに聞いておりましたが、若干工事が遅れておまして、この 4 月末以降順次供用が開始されるというふうに県から報告を受けております。また、県道若桜下三河線は 4 月より、それぞれ暫定供用開始が実施されるというふうに聞いております。

また、中国横断自動車道姫路鳥取線の進捗につきましては、この 1 月末現在の工事進捗率で兵庫県側で約 88 パーセント、岡山県側で約 78 パーセントで、合計約 84 パーセントとなっております。2 年後の平成 21 年度末供用開始に向けて順調に工事が進んでおります。また、佐用北インターにつきましても 21 年度完了予定で事業主体であります兵庫県が、種々の課題整理に係集落及び地権者との方々との調整を図りながら推進をいただいているところでございます。

次に、下水道課が進めておりました、異常通報の中央監視システム装置の工事についてであります。1 月臨時議会で工事請負契約の議案を取り下げをいたしました下水道の異常通報装置中央監視装置増設工事につきましては、1 月 21 日、常盤電機株式会社を指名停止したことに伴い、仮契約の解除の通知をいたしております。今後の対応でございますが、県にも色々ご指導を仰ぎ、未契約繰越手続きを行い、補正予算で明許繰越予算議決をいただいた上で、4 月に改めて入札告示を行います。見積期間、必要な工期等をとった上で、改めて、入札に付したいというふうに考えております。

最後に平成 19 年度分の所得税の確定申告、平成 20 年度町県民税申告の相談についてでございますが、2 月 18 日から 3 月 17 日までの間、町内 4 地域の申告会場で申告相談を行っております。申告相談には、税務課のほか各課、各支所から 1 日当たり 10 名、延べ 184 名の申告相談員職員の応援体制で取り組んでおります。今年の申告相談においては、国から地方への税源移譲に関して、住宅ローンを借りている方々で、平成 18 年までに入居され、所得税から住宅借入金等特別控除を受けて控除しきれなかった方々は、町県民税から控除できるので「町県民税住宅借入金特別控除申請書」を提出されるよう町の広報・無線やホームページなどで PR し、申告相談を行っております。

現行制度では、申告期限が 3 月 17 日までに住所地の市町または税務署に提出された場合に限り適用するとしていますが、規定の整備により申告期間経過後も市町村長がやむを得ない理由があると認めた場合は適用することができるようになりますので、申告期限後に未申告の対象者を把握の上、対象者に直接文書を送付して周知を図る取り組みを計画をいたしております。

また、税源移譲により平成 19 年度の町県民税が増額となりながら退職等により平成 19 年度分の所得税額の減額がなかった方々の所得変動による経過措置について平成 20 年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの間に平成 19 年 1 月 1 日現在の住所地の市町に申告することにより、平成 19 年度の町県民税の還付申告ができることとなっております。今後、町の広報・無線やホームページなどで PR するほか、対象となりうる方々を把握の上、7 月までに、その方々にも直接文書を送付して周知を図るような取り組みを計画をいたしております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君）

以上で行政報告は終わりました。

日程第 4 . 発議第 1 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（西岡 正君） 日程第 4 に入ります。ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしております。ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
続いて、日程第 4、発議第 1 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします
発議に対する提出者の説明を求めます。提出者、金谷英志君。

〔 6 番 金谷英志君 登壇 〕

6 番（金谷英志君） 発議第 1 号、「佐用町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について提案説明を行います。

「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」（平成 17 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 1 項「議員が閉会中の所管事務調査及び広報特別委員会に出席したときは、費用弁償を支給する。」を削除し、2 項を 1 項に改める。3 項の「費用弁償、」を削除し、同 3 項を 2 項に改める。

第 6 条の「費用弁償及び」を削除する。

別表第 1（第 4 条関係）の費用弁償欄の「費用弁償、1 日につき、3,000」を削除する。

附則、この条例は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

費用弁償とは職務を行うために要した経費をあがなうために金銭を支払うことをいい、地方自治法で定めているのは、弁償を受けられるというだけです。委員会への出席は、議員の職務そのものであり、職務遂行に対して支給される給料の二重取りともいえるものであります。

以上、提案理由といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する提出者の説明は終わりました。

本発議につきましては、本日即決といたします。

発議第 1 号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、質疑。

〔 矢内君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） この費用弁償の件についてですね、委員会に付託をする動議を提出させていただきます。

その理由としましては、この費用弁償につきましては、合併前旧町では出ているところ

出ていないところ、色々こうあったわけですが、新町になって費用弁償を付けるということが決定をいたしました。この件は賛否両論あると思います。ですけども、今回4月から報酬の見直しもある、また色々な形の中で、仮に言いますと議長が神戸へ出張した場合日当として1,100円が出るわけなんですけど、ここで委員会をしますと1時間でも3,000円の費用弁償が出るということで非常にこう整合性がないというようなことがございます。そういったことも含めて、もう少し委員会の中で真剣に議論していただきたいというふうな中で、意味から委員会への付託を動議として提出したいというふうに思います。以上です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ただ今から・・・賛成者があります。

　　ただ今、矢内作夫君から委員会動議の提出がされました。この動議の賛成者があります。よって動議は成立いたしました。

　　お諮りします。発議第1号、佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを委員会に付託することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　起立、多数であります。よって本発議は、総務常任委員会に付託することと決定いたしました。

日程第5・議案第6号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（西岡 正君） 　　続いて、日程第5に入ります。

　　議案第6号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

　　提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第6号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

　　今回の改正は、平成20年3月31日付けで、加古川市、高砂市宝殿中学校組合が兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴い、規約の変更をしようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

　　ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

　　本案につきましても、本日即決といたします。

　　これより本案について質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。

議案第6号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6．日程第7ないし日程第9について
日程第7．議案第7号 町道路線の廃止について
日程第8．議案第8号 町道路線の変更について
日程第9．議案第9号 町道路線の認定について

議長（西岡 正君） 日程第6に入ります。日程第7ないし日程第9を一括議題といたします。

議案第7号、町道路線の廃止について。
議案第8号、町道路線の変更について。
議案第9号、町道路線の認定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第7号から議案第9号につきまして提案のご説明を申し上げます。

まず議案第7号、町道路線の廃止についてご説明申し上げます。今議会におきまして町道路線の廃止案件2件を上程いたしております。

まず、整理番号403番、北川前田堤防線は、豊福地区における県道下庄佐用線の整備完了に伴い消滅いたしました路線でありまして、この度廃止をしようとするものであります。

次に、整理番号370番、水車線は、以前はこの度完成いたしました国道373号円光寺トンネルの南入口から新円光寺橋までの間に位置していた約89メートルの町道でありましたが、この4月以降順次実施されます国道373号円光寺バイパス暫定供用開始に伴い廃止しようとするものであります。

道路法第10条第1項の規定により、議会の議決が必要でありますので、ご承認をよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第8号、町道路線の変更につきまして、案件4路線を上程いたしております。

まず整理番号1番、上町搭ノ元線は、佐用地区本多スタンド前箇所、佐用川右岸から国道179号へタッチする箇所の変更でございます。起点及び終点は変更ありませんが、経

過地を変更し総延長約 6 メートル弱増の 365 メートルとしようとするものであります。

次に、整理番号 488 番、豊福線は、豊福地区県道下庄佐用線の整備完了に伴い、旧県道の一部約 121 メートルを町道豊福線に組み入れ、終点を変更し、総延長を約 277 メートルとしようとするものであります。

整理番号 481 番、ヒジリ谷線は、本年度実施いたしました上月西大畠地区での道路改良に伴うもので終点を変更し約 41 メートル延びて総延長約 162 メートルとしようとするものであります。

最後に整理番号 1015 番、駅前線は、三日月地区国道 179 号自転車歩行者道設置を経て、本年度佐用町で施工の町道新設改良工事に関連する案件であります。実質的には自転車歩行者道設置で従前の駅前線は廃止となっており、この度の町道新設で起点終点を変更し総延長 295 メートルとしようとするものであります。なお幅員も大幅に広げ 5.4 メートルから 8.2 メートルといたしております。

道路法第 10 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でございますのでご承認をお願いし提案理由の説明といたします。

次に、議案第 9 号、町道路線の認定につきまして提案のご説明を申し上げます。今議会におきまして町道路線の認定案件 9 路線を上程いたしております。

まず整理番号 521 番、井ノ内旧道線は、先の議案第 7 号、整理番号 403 番及び第 8 号、整理番号 488 番でもご説明いたしました豊福地区の県道下庄佐用線の整備完了に伴い、旧県道の一部 74 メートルを今後佐用町が管理すべく新規路線として認定しようとするものであります。

次に、整理番号 578 番、ヒジリ谷支線は、議案第 9 号、整理番号 578 番でもご説明いたしました。上月地区西大畠地内で平成 18 年度に調査測量設計業務及び用地買収を経て本年度改良工事が完成する延長約 111 メートルを新規路線として認定しようとするものであります。

次に、整理番号 579 番及び 580 番は、この 4 月以降順次実施されます、円光寺バイパス暫定供用開始に伴う国道 373 号及び県道吉永下徳久線の一部佐用町への移管であります。ただし、国道については、旧道処理事業が完了するまでは、国道管理者兵庫県と町道管理者佐用町の重複認定区間となり、当然、実質上の管理者は兵庫県であります。

まず、整理番号 579 番の町道円光寺旧道線は、平成 20 年度落橋予定の旧円光寺橋左岸を起点に新国道 373 号と交差し旧国道 373 号と連結する延長 203 メートルを新規町道路線として認定しようとするものであります。

次に、580 番の平瀬旧道線は、円光寺トンネル北部入口付近から佐用川沿いに平瀬集落入口付近までを通行不可の廃道とし、河川管理道として今後とも兵庫県管理とし、平瀬集落入口付近を起点として、旧県道吉永下徳久線と連結して新円光寺橋右岸にタッチする箇所を終点とする延長 315 メートルを新規町道路線として認定しようとするものであります。

続いて、整理番号 507 番、642 番及び 643 番は、この 3 月末からの三河バイパス暫定供用開始に伴う県道 3 路線の一部佐用町への移管であります。

まず、整理番号 507 番、三河旧道線は、新規の三河バイパス、延長約 1,660 メートルが現道より西北のほ場整備完了エリアへ振り替えられることにより現道約 1,380 メートル区間を新規町道路線として認定しようとするものであります。

ただし、先にご説明申し上げました国道 373 号同様、旧道処理事業が完了するまでは、県道と町道のダブル認定区間となり、実質上の管理者は兵庫県であります。

次に、整理番号 642 番、三河 132 号線は、暫定供用開始により県道若桜下三河線と上三河平福線の交差地点が西北へ移動することにより県道上三河平福線の起点が変更になり、あわせて総延長が短縮されます。その短縮された延長 96 メートルを今後新規町道として

佐用町が管理するものであり、兵庫県においては、この区間は廃止区間となるものであります。

また、整理番号 643 番、三河 133 号線も同様で、県道若桜下三河線と中三河佐用線の交差地点の移動により中三河佐用線の起点の変更で総延長が短縮されます。その延長 146 メートルを町道として佐用町が管理するものであり、県道の廃止区間となるものであります。

次に、整理番号 1067 番、折口 2 号線は三日月地区国道 179 号自転車歩行者道設置事業関連で、旧三日月町が買収していた用地を区画整理の上、分譲し延長約 57 メートルを整備完了いたしましたので、新規路線として認定しようとするものであります。

最後に、整理番号 6029 番、井山線延長約 36 メートルは、私道として整備されていたものですが、関係戸数も複数あり、この度道路用地部分を所有者より分筆登記の上、寄附採納をいただきましたので、新規路線として認定しようとするものでございます。

以上 9 路線の道路認定につきまして道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でございますので、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

各議案ごとに質疑を続けて行いますのでよろしくお願いいたします。

これより議案第 7 号、町道路線の廃止についての質疑に入りますが、この案件につきましては、産業建設常任委員会に付託しておりますので、その旨、お含みの上、質疑をしていただきたいと、この様に思いますので、よろしくお願い致します。質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 7 号、町道路線の廃止については、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号、町道路線の廃止については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより議案第 8 号、町道路線の変更についての質疑に入りますが、ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑を終結いたします。

議案第 8 号、町道路線の変更については、産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号、町道路線の変更については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより議案第 9 号、町道路線の認定についての質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 整理番号 507、642、643 の件について質問をいたします。三河バイパスの供用開始に伴って、この間を町の新しい町道にしていくということで、先ほど提案説明の中で、旧道の処理期間は県の責任ですということの報告がありましたけれど、その処理期間というのは、どういう時間的にはどのようなものになるのでしょうか。お聞きします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） はい、お答えをいたします。ただ今町長が説明しましたように、この3路線については県道、県から移管を受けるわけですが、この中で、ただ今おっしゃいました507番ですね、507番が、それに該当いたします。それで、これらにつきましては、当然受けるからには、色々な町としてのご意見も言わしていただく中で、県によって整備完了していただくわけですが、今の予定では、19年度3月末に一部舗装に入ります。で、20年度、これで最終的に完成するということで、予定では19、20年で完了予定でございます。642、643につきましては、地元の意見あるいは町の意見もよらせていただきまして、今現に信号機取り付け等の中でやっておりますので、これにつきましては、自動的に4月から認定をいただきましたら、実質町の管理となるものでございます。議員のご質問の件については、507番のことでございます。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 19、20年にかけて旧道の以前の県道についての処理がされるということなんですけれど、地元からの要望というか、そういうものは沢山あるかと思うんですけれど、具体的には、その辺はどうなんでしょうか。側溝であると舗装であるとか、様々出てきているかと思えますけれど、地元の要求というのは具体的にはどんなものが挙げられていますか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） この件につきましては、507番の若桜下三河線でございますけれども、旧町南光時代にですね、一度17年度に地元の方々と現場を歩いて踏査しているようでございます。それを基本にいたしまして、先日2月の中頃でしたけれども、土木、町、あ

るいは地元の役員さんに集まっていたきまして、もう一度精査をする中で、今、おっしゃいましたように主に舗装ですね。それから一部側溝、あるいは民家への排水等の手立てをするということで地元も合意をしていただきました。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 521 の整理番号なのですが、これだけにかかわらず前の 8 号議案にもありましたけども、こういった路線の変更とか、それから新規路線として議会で議決するわけなんですけども、このような変更とか、その認定を地元にはどのようにお知らせされているのか。たまたま自治会長さんが、そういったこと、今まであまり詳しい説明がなかったということ聞いたんですが、そのあたりどうなっておりますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） この点につきましては、521 番につきましても、町長説明しましたように下庄佐用線の関連でございますので、当然、県から移管を受けるという中で、先ほど、平岡議員のご質問にもありましたように、地元の意向もある程度聞くという手立ては必要だと思います。そういった部分で、県道から町が管理する分については、そういった調整もさしていただいておりますけれども、ともすれば地元へ新規の、新規の分について、町としてののですよ。全く町道としての新規の分については、地元へ若干配慮の足りない、足りないような部分もあるかと思っておりますけども、今後ですね、そういった分については、気を付けて地元へ周知徹底するように。ということは、道路法の網を被るわけでございますので、今後、そういった部分について留意していきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

ないようですから、質疑を終結いたします。

議案第 9 号、町道路線の認定については、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号、町道路線の認定については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 10 . 議案第 10 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（西岡 正君） 日程第 10 に入ります。議案第 10 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程いただきました議案第 10 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定につきまして提案のご説明を申し上げます。

　　賦課総額につきましては、299 万 5,439 円。賦課単価につきましては、前年度と同額で、水稲共済割は 1,000 分の 2.7。麦共済割・家畜共済割及び畑作物共済割につきましては、いずれも 1,000 分の 5.0、園芸施設共済割は 1,000 分の 2.0 といたしております。

　　農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

　　これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 　　20 番、吉井です。家畜共済割のところで乳用牛と肉用牛と 2 種に分けてあるんですけども、以前は、このところで肥育牛と 3 種に分けてありましたけれども、その点、肉用と肥育と一緒にされていると思うんですが、その点はどうなんですか。

議長（西岡 正君） 　　はい、お答えください。

農業共済課長（田村章憲君） 　　今回から肉用牛 1 本でということになりましたので、1 本で挙げさせていただいております。

議長（西岡 正君） 　　はい、よろしいですか。はい、他に。

　　ないようですので、質疑を終結いたします。

　　議案第 10 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 11 . 議案第 11 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について

議長（西岡 正君） 　　続いて、日程第 11 に入ります。議案第 11 号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

　　提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、佐用町長谷地域交流センター指定管理者の候補者選定を佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定「公募によらない指定管理者の候補者の選定等」に基づき、行いましたので地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定管理者を指定いたしたく考えております。指定する施設の名称は、佐用町長谷地域交流センター。指定管理者の所在地、佐用郡佐用町口長谷 580 番地。名称、長谷地域づくり協議会。代表者、協議会長小林捷二郎氏であります。

指定の期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間でございます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案に対しての質疑に入りますが、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 2 点ほどお聞きしたいんですけども、1 点は、指定の期間を 1 年とした、この理由と。それと、こういう公募によらない指定管理の方法なんですけど、従前の管理委託とどのように違うのか、そこらも、もうひとつよく分からないんですけども、その指定管理にしたメリットというんですか、そこら、ちょっと教えていただきたいんです。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、1 点目の期間 1 年にしたのはということでありまして、まず今回、まちづくりと言いますか、地域づくり協議会の方をお願いした関係もございまして、と言いますのも、これも以前から旧町時代から、色々な手法等考えておったわけでございますけれども、地域づくり協議会で村おこしをしてみようということになりました関係、その中で、通常 3 年なりというようなありますけれども、今回は 1 年で再度、その中でもう一度十分検討もしてみたいという協議会の方の話ありましたので、一応、期間は 1 年、今回はさしていただきました。

そして 2 点目のメリット等ですね。指定公募それから指定による手法でありますけれども、ここの長谷には、色んな補助を受けた設備と言いますか、機械等の設備でございます。そういう中で、地域で最初に出ております件は、パン等の、この加工ですね。その関係を中心とした村おこしという中で、指定によらない公募によらない方法を取らせていただきました。長谷のメリット云々の関係でありますけれども、これ長谷の、このセンターだけを出しても、公募によらない方法では、なかなか周知徹底もできないだろうと。折角できた、

この長谷の交流センターでありますので、有効に地元で活用していただきたいと思っております。

また、あの、他の団体等の受入れも、その中で協議をさせていただいておりますし、また今後に向けて、そういう活用方法も協議会の方で考えていただくことにいたしております。

メリットの関係、指定管理者と言いますか、長谷地域を限定した、これは地元の要望等の関係で、このセンターできております。そういう中で、公募によらずに地域づくり協議会を選定をさせていただいたというのが1つのメリットであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） ちょっと、分かったような、分からんようですけど。そうしましたら、この管理、指定管理者のですね、これあの、新年度の、その予算で、この運営費が計上されておらんのですけど、これは、どんなですか。交流センターは運営費というのは、何で、この運営していくわけですか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 運営と言いますか、これ、先ほど言いましたパン等の販売等もあるかと思えます。その中で、それに使われた経費、当然電気代も、基本料につきましては、町の方が持つと。それ以上、営業的な部分については、その使われた方。そして売られた分で差し引きをしていただくという形を取らせていただくという格好になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔矢内君「指定管理料は払われようわけ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。ちょっと待ってください。よろしいか。よろしいですか。

8番（井上洋文君） 後にします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ええっと、鍋島裕文君。もし、質疑ありましたら、手を挙げてお願いします。

21番（鍋島裕文君） 関連でお伺いします。指定管理者制度ということですので、この議決後は、協定等を結ばれるというふうに思うわけでありませうけども、その中で伺いたいのは、1つは平成18年度決算を見ますとね、これは長谷の交流センターの、いわゆる使用料というのは、収入ゼロであります。これは決算であります。

ただ、まあこの指定管理者制度になった場合に、一応利用料金という名前にして利用料徴収というのを条例上は義務付けているわけでありましてけれども、だったら仮に今は、地域、長谷地域の方だけの使用としても、指定管理者となったとしても、なったら、なっただとしても、これは他地区のね、当然町民も使える施設ですから、そういう場合の利用料金の徴収等ですね、それは、この地域づくり協議会が指定管理者ということで受けられるのか。だったら、その納付金はどうなるのかと。そういったことなんかは、どのように考えておられるんですか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 利用料金、いわゆるその設備使われる場合ですね、その機械、機具で単価を出しております。そういう中で協議会の方で利用料を徴収していただくと。それに充てていただくという形をとらせていただく協定になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ああ、納付金という考え方はないんですね。指定管理者から町への納付金。そのあたりどうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 今のところはですね、使用料でなしに利用料として、その施設の方の協議会で徴収していただいて、そしてそれに充てていただくという形を取らせていただくという協定をしております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） 1つお聞きしたいんですけども、こういう指定管理者制度にした場合、その施設をね、ちょっと耳にしているんですけども、ある1つの大きなプロジェクトが平福なり長谷に入って来て、何か活動をしたいということで、一番に長谷交流センターを一番の観光地にしたいということで、なんか聞いているんですけども、そういう管理者指定制度にした場合、その仮に貸せることができるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 指定管理者にいたしましても、その部分的な施設の使用とですね、

は、これは可能であります。ただし、その協議会等十分検討なり協議する中でですね、やっていかないと、こちらで独自で、じゃあ許可しますというわけにはまいりませんので、その辺の部分的な一部使用の許可等も協議しながら進めていくということになっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） この施設の管理運営は、今まで町がやっていたのを、指定管理者の方が運営するわけで、その運営費などは町としてはどういう立場になるんでしょう。あの、指定管理に、その管理者の方が全責任を負って管理していくことという位置付けになるんですけど、それで、これは運営ができるものなんですか。ちょっと実態がよくつかめないの、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） まず、指定管理者制度の関係でですね、全額、全額と言いますか、お願いした所で全てというわけにもまいりません。まあ、今回この長谷のセンターにつきましてはですね、西棟、東棟ございます。そういう関係で、東棟の方にですね、機械等加工施設ができる設備等を整えております。そういう中で、東棟にウエイトを置いてですね、西棟は通常の会議等をされますので、この基本料等の関係、通常の協議会なり地元の会議等に使われる部分は、町が持つと。そして、東棟の方の加工施設につきましては、基本料は町が負担すると。それプラス当然使われた関係でですね、使われます関係上、出た経費については、応分の負担をお願いすると。それは、収益をもって充てるという中で、2分割と言いますか、東と西とを分けたような形で経費の分は見ております。ですから、水道、ガス、電気、水道の関係の基本料的なのは町がみるという形を取っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 指定管理にできるということは決めたんですけど、今回具体的にしていって、その指定管理を東と西に分けてと今、説明で東側だけを、その施設の東側だけを指定管理するということですか。それで、何で、今のお話でしたら、基本料は町が持つということでは、そのすることによっての意味というか、それが今ひとつ分かりかねるんですけど、説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 東と西と分けてといいますけども、これは1本で指定管理は1本で

させていただくと、その中で、その費用の持ち方ですね、それについては、西側の方が通常の会議等地域の会議等に使われます関係で、この部分は町の方が見ると、そして東棟ですね、先ほど言いました加工ができる所については、応分の負担をいただくという中で協議会の方で、その経費等算出をしたもので、徴収をしていただくという分け方をしておりますので、東も西も指定管理者は同じ指定をしておるわけでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その加工施設なので、そこで当然販売すると利益が生まれるので、その利益を当てにして、当てにしてというか、それを充てて運営を、この指定管理者の方がしていくということなんですけども、それは、今までの、町が管理してやることと、どう違うんですかね。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） この長谷の関係はですね、以前からパンの加工等をされておりました。そういう中で、やはり地域全体で、こう何かという中でね、出た話もありまして、じゃあ指定管理者制度に移行すればですね、そういう自分達で地域おこして収益、実際使えるかどうか分かりませんが、全体的に見た時にですね、パンの販売等も順調のようでございますし、一度こういう形でやってみようという地元合意の上でですね、じゃあ、指定管理さしていただいて、その経費、いわゆる企業的な感覚に立っていただくという中で生まれましたので、これを指定管理の方に、もし指定管理しなければ当然、この掛かった経費等現段階では、町は、これまでは見ておったわけでございますけども、その分、応分の負担いただきながら地域の活性化に向けて取り組もうという地元の熱意がありましたので、そういう関係で指定管理の方に移させていただくという話をまとめさせていただいたところであります。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 僕の立場で、こないなこと言わしてもろたらええんかどがいかが、よう分からんのですけども、指定管理制度、これにつきましては、はっきり言うたら受ける側としたら本当は受けたくないのがほんまだろうと思うんですけどね。受けたくないというのがほんまだろうと思います。けどもこの長谷地区センターに、長谷の交流センターについては、地域の人も本当は自分ら全て経費も出して管理をするという約束の中でつくっていただいたものなんですけど、色々自治会長が代わりなんかする変遷の中で、町が全て面倒見るということになって、今ずっと面倒みていただいておったわけなんですけど、この指定管理制度をとることによって、地域が半分ぐらい、ちょっと努力せいという意味だろうと、私は、思っています。そういう形で、今まで 120、130 万ぐらい出よったんかな。それが今回 50 数万円ぐらいになって、他のもんをちいと地域で頑張れという意味だろうと、

私は思っています。

それと、小林捷二郎さんが1年というのは自治会長という形の中で、任期が1年、もうあと1年残っておるわけです。それで、その中で1年間で、今度新しい管理者を少し長いことやれるような人に選定して決めようかということがあって、そういうことになっておりますので。

〔「答弁か、質問なん」と呼ぶ者あり〕

14番（矢内作夫君） いえいえ、今までのことが、ちょっと分かりにくい部分があったさ
かい、僕は僕での考え方を言うとうだけです。そういうことです。

〔山本君「俺は質問したいのに、質問するんかなと思うたからやな、我慢したんやけど」と呼ぶ〕

〔矢内君「質疑して、質問してください」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 他に。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上洋文君。

8番（井上洋文君） もういっぺん、ちょっとお聞きしたいんですけど、公募によらない
指定管理者の指定をされたわけですけど、先ほどから、ずっと私も聞いてましたら、まあ
パンの販売等をやるということなんですけども、これ今後、公募によらないと言うより、
こういうことに対して営利を目的にですね、やっていくということであれば、これは長谷
地区の方との相談の上なんですけれども、やはり公募して積極的にやるようなことに対し
ての町の、その支援をするというような格好の方がですね、今後はいいんじゃないかと思
うんですけど、そこらどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、長谷交流センターは、過去非常にね、色々と地域の方々が一
緒に色々と考えて、学校統合の後ですね、学校施設を活用していく。その中で、地域の村
おし活性化を取り組もうということで、その施設の内容も、色々と検討した結果作って
きております。ですから、一般当然、これがね、公募によって、もっといろんな活用をす
るという幅広い中で、ほかの、どう言うんですか、部外者と言いますかね、地域以外の方々
の、そういう、その活用にも力も借りるということも、これ将来的にはですね、状況によ
っては必要かもしれませんけども、今の段階におきましてはですね、やっぱり地域の皆さん
が、こうして、そこで施設を使って少しでも事業としても取り組んでいこうという取り
組みをね、継続されておりますのでね、やっぱり、それがある程度、自分達の、その活動
が柔軟に自由にね、やっぱり展開ができるように、そして意欲を持ってやっていただけ
るようになりますね、当面指定管理者として、これまで、そこを使って頑張っていた人に、
まず、そういう指定管理者という形を取らしていただくのが適切かというふうに思っ
ております。ですから、まあ、公募はしないと。当然、今まで、全く白紙の状態とするん
じゃなくってね、これまでの経緯の中での今回の指定管理者の選定でありますので、その

点は、ひとつご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 11 番、山本です。ちょっと質問させていただきますけども、指定管理者制度なんで、町が指定させてもらって、そのね、あの機具や何や全部町が持っていてええと思うんですけども、今まで指定管理者制度にできなかったのに、した理由として、色々言われておったようですけども、何か、分かったような、分からないような返事であります。

ただ、ちょっと今、高木さんが言うたことの中で、ええ、変なこと言うんだなというのがあって、何か、よそから来るプロジェクトがあるか何かという話、そういや、何か、清水國明が来てどうのこうのいう部分もあるのかなと、そういう部分が利用しながら収益を今までとは違う形であげて行くようなことがあるのかな。で、今、去年の 12 月に施設の使用料を 1 本化という形で統一した形で出そういう形で、色々地元の町民の皆さんがやられとう中においてでも、料金はきっちり統一した形でいただこういう中において、こういう形で片一方では管理者制度やでいうて言いながら、町が補助しながら、パン焼き、パン焼いたりして売ったりして、そういう部分では、収益がそこで出しなさいと、施設の、そういう部分については、町がみましようと。先ほど言うたように、清水國明が来て何たらかたらするというような部分においての収益は、全部、そこでみなさいよというような話では、何か、この前から施設のあれを一本化した中でね、料金も取ろうじゃないかという部分と何か相反する部分があるんじゃないかと思うんですけども、さっき課長に聞くけども、例えば、さっき言うたように清水國明が来て何かするとか、そういう噂があるんですけども、そういうことがあるんか、ないんか、ちょっと聞きます。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。財政課長、町長。

町長（庵造典章君） まちづくり課の方ですね、そういう、その清水國明さんが、今、開催されておりますアウトドアなんかの指導者を養成する塾、そういうものをですね、その地域の佐用の中で施設を使ってやっていけたらというようなことを話があってですね、これは、長谷の今の施設が、元学校の施設で、教室等みたいな形もありますしね、それから、石井の方のキャンプ場が、今、休止もしております。そういう施設を使ったりと、そういうことで取り組んだらということで、色々検討はしております。しかし、まあ、それを今回指定管理者とのね、関連で、まだ十分にそんな協議をしているわけではありませんので、その点については、まだ確定したと言うんですか、具体的に、色々検討する、まだ段階ではないというふうに思っております。

しかし、今後ですね、そういうふうに、いろんな、この施設が沢山、長谷だけじゃなくて、新町内には沢山あるわけです。そういう施設を、いろんな形で有効に活用していただくということが必要かと思えますしね、それを地域の人と一緒に柔軟に受け入れていくということが大事かというふうに思っております。指定管理者にすることによって、やはり経営、ある程度地域の施設を、これまで町が管理をして経費を全て持つということではなくてですね、その施設を活用して地域の皆さんも、その中から経費負担も、そういう活動によってね、していただけるような形で使っていただく、そういう取り組みがね、やっぱり必要かということで、指定管理者制度というのは、元々そういうことを目的とし

て、指定管理者として、責任を持っていただくということが目的ですから、施設のね、利用料金とか、そういうものについては、当然、町が管理するものについてはね、統一した形で公平にやっていかなきゃいけませんし、また、こういう指定管理された施設についても、当然、必要な、そういう利用についての負担、料金というものは、きちっと中で決めていただいてね、負担をしていただいて。それが、また経営の、施設の管理等に費に充てるという形で考えていったら、その辺は、整合性が取れるんじゃないかというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 僕は、どう見ても、それ整合性は取れんと思うんですけど、どう聞いたら整合性取れるんか、よう分からんと思うんですけども、その清水國明が来るとかいうことが、はっきりしとうかどうか、それはよう分からんけども、そういう話があるという中でね、こういう小林さんに、はい、今まではなかったのに、はい、指定管理者にしましょうって、それで、そこがボンボンやって、お金が収益出て、ここが出る。僕は、長谷でもうけるのは、それは、それでいいのかなと思うんですけどもね、余所から聞いた時に、おい変じゃないかという声が出えへんかなと思うですよ。片一方の施設はお金取りましょう。急に何か、余所から来て、何か降ってわいたようなええ話があったら、そこへずっと指定管理者制度にして、あんたそこでもうけなさいって、そうじゃないだろうって、普通だったら、そこからお金取るのが普通だろうと。同じように、他の施設もあってやっとなだから、そこではお金とりよんだから、ここでやるんだったら、そこでお金取ってやりゃいいんであって、町が、そういう部分があるんだたらね、もうちょっと慎重に対応して、そこが國明が来てやるんだたら、そこからお金取って、町が収益あげればいいんであって、町が、そんなにお金もうけしとうわけじゃないんだから、金がある町ではないんだから、そこが来てやってくれるんだたら、そこからお金取るように、町が持っているやりゃあいいんであって、その中で、地域づくりセンターでドンドン活用するのは、活用したらいいですよ。何も、地域づくりセンターで活用したらあかんいうわけじゃないし、今までだって、パン焼いてしょんだたら焼けるんだから。ねっ。そやのに、どこをどう聞いたって、そりゃ整合性あらへんと僕は思うけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 清水國明さんが、そこを使うから指定管理者にするというのは、全く違いますから。

〔山本君「違うん」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いや、違いますということ言うてるんですよ。違いますから、そのところは前提に話していただかないとね。それが来るから指定管理者にしているんだって言うんだたら、また今、山本議員が言われるのも、また、その話は、話が続くんですけども、そうじゃないということは、まず確認はさしていただきたいと思います。

どの施設においてもですね、町の施設、少なくとも経費が負担、利用者の負担によって賄えるものは、ほとんどないわけです。ですから、今回の長谷交流センターにおいてもですね、これは沢山の機能を持っています。だから地域の交流施設であって、公民館的な地域の施設であり、そこには、集会、長谷地区としてのね、幕山地区のセンターのような形の機能もあり、それから、こうして加工施設としてパンを焼いたりするような調理施設があったり、それから展示をしたりするような教室を活用したですね、そういういろんな今までも子ども達や老人達が、高齢者なりが交流をしたりね、皆で活動する、そういう施設も中にあるわけです。ですから、そういう中で、まず指定管理という中で、今、食品、そういうパンなんかの加工をしている、その辺が一番収益が若干上がる部分だろうと、そういう部分において、一応、皆さんが、今まで以上に頑張ってください、少しでも、そういう部分の経費をね、その活動の中で負担をしていただければ、全体の管理費等についても、若干軽減ができるだろうと。町の負担も減っていくだろうということです。ですから、まあ当然また、清水國明さんなんか、そういう活動していただくんだったら、その使用料もいただければね、それは、若干、そこにまた経費負担がしていただけると、町の経費が負担が、軽減できるだろうというふうにも思います。ですから、まあ、そういう事で全ての施設が同じ目的だけに使われているものではない。いろんな複合施設でありますのでね、やり方は、色々あると思います。だから、まあこうして1年間はやってみようというのもですね、まだ実際にやっていかないと分からない。これからやってみて、変更したり、また考えていくところは、やっぱり考えていかなきゃいけないということだと思いますのでね。当然、地域の人、一緒にこういうことでいっぺんやってみようということを取り組んでいただいておりますのでね、その辺は、皆さんの考え意欲をかっていただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 複合施設やから、色々使ってもろたらいいんですよ。そんなん僕あかん言うとうわけじゃなしに、だけど、指定管理にせな使えないという問題でもないし、ほんで僕はね、言うたと思うんです。さっきね。清水國明が来るから、そうやというんじやのうて、そういうふうにとられると言うたと思うんです。取られる。だから慎重にせえよって言うたと思う。町民は、そう取るんやということです。そりゃ、そうだろう。誰だって、今までせえへなんだら、ここへ来たら、清水國明がくるんやったら、そういう話があるんや、あるって知っておって、きゅっとそうしたらやな、あら、そういうことなんかと。町民が思うだろう言うんです。ちょっと言葉足らずだったかも分らんけど、僕は、そう言うたはずや。さっきも。だから清水國明が来るかこんかも知らんし、来るかどうかは知らんけど、もしそうであるなら、町民は、そう思うって言いよんや。それじゃいかんだろうって、だからもうちょっと慎重に、こういう場合は対応せよって、だからするんだったら、もう1年待ってからでもええん違うかということをお願いしたわけ。そりゃ、誰かて思うだろう。ええ、清水國明が来て、来ると分かりゃあ、大体いきなり指定管理者制度に、あそこしたんやと言うたら、町民、誰が聞いたって、へえ、あそこ金もうけする為に、あっこもうけさす為にしたんかなと勘ぐられるようなことはするなっていうことを僕は言いたい。そりゃ、誰かって、それは違うだろうって、そりゃ町長はえ

えように思うかも分らんけども、町民、皆、そういうふうにしかならんやろうし、僕も、パッと、そういうことなかなと思うたから言いようわけ。

〔矢内君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。

11 番（山本幹雄君） 僕が質問中だろ。そんなこと言うのはおかしいがな。なっ、誰かってそういうふうと思うから、だから、僕はええか悪いかわへんし、長谷の人がもうけるんなら、それはそれでええかも分らんけど、もうちょっと、こういう場合は、慎重にせないかんのんじゃないかなというふうに、僕は思うということだけ、最後、そういうことで終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、質問、答弁はいりませんか。

11 番（山本幹雄君） 答弁いらぬです。丁寧にして欲しいというだけで。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） あの、まあ、この問題は、少し前から実は平福のある方が、その清水國明のグループの役員として入っておられまして、そして何度か平福の空き地をなんとかせないかんとということが第一の目的であったんです。ところが、その人らが平福へ来て話する中で、あまりにも大きなプロジェクトで平福としては何とも受けられうということ、役場のまちづくり課に持って行った話なんです。だから、私は、この指定管理者がどうじゃ言うじゃなしに、やはり役場が中心になって、その者と対応してくれなくては、本当に小さな部落ではやれないような大きなプロジェクトが入って来るということで、われわれ平福の人間もかけております。奥海のキャンプ場、岡本のキャンプ場、平福の空き地、長谷の交流センター、これを使って大きな、われわれ考えられないようなプロジェクトできるんだということなんで、平福の総代会から役場に持ち込んだ問題です。私は、どうなろうと、佐用町と一緒に入るんならば、しっかりした、どこへ移そうとよろしいですから、しっかりした態度をとっていただきたいと思います。終わります。

〔矢内君 挙手〕

〔山本君「もう一回」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 質問、答弁ありますね。

10 番（高木照雄君） ありません。

議長（西岡 正君） 質問ですか。質問お願いします。

14 番（矢内作夫君） いやね、誤解をされとったらいけんで、状況だけね、言っておきますと、確かに、その話が1月の20日ぐらいにありました。それ総代会が初めて、自治会長会で初めて聞いた話なんです。ほいでややこしいさかいに止めよかいうて言うのが今の現状です。長谷ではね。それだけ言うておきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 高木さんが言うとうように、僕、これごつつうええプロジェクトなんやと思う。そんな降ってわいたようなええ話をね、だったら、町がはっきり言うて受けてやりゃあええことじゃな。そうだろ。と僕は思う。そやから、長谷でするなら、長谷でしたらええんや。何も上月へ持って来い、南光へ持って行け、そないなこと言えへん。長谷でバンバンやってもろたら、僕は、それでええと思うん。だけど、そんなええ話だったら、町が受けてバンバンやってやな、佐用郡全部、佐用郡じゃのうて、佐用町全部含めてしっかりやってもろた方が僕はええんじゃないかと思うんです。長谷の人、これははっきり言うて、小林さん大変やで。それだったらと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 指定管理者としてね、この時点でも、そういう施設については、今、高木さんも言われたような、申し出があって、町としても、そういう、いろんな施設を、これ活用ができるんじゃないかという思いもありますからね、そこは、そこで使っていただくように、当然、町が指定管理者等、話をして、調整をさせていただくわけです。今のところですね、私の聞いているのは、将来的にはね、次々と計画をしてますけど、この計画においても、まず最初は1年間に何日間かを、その教室を使って、その場所でセミナーをやって、その周辺の、そういう施設を若干使つてするということだね、その、そこを全部占有するとか、そこに拠点を置いて、今から進めてやっていくというような話ではないというふうに聞いております。だから、それは、やっぱり段階を追って取り組んでいきますのでね、そういう所についてはね、今後、当然、町が全体の調整して、その事業者等、また地域の皆さんと一緒にね、話をしながら、それに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 確認したいんだけど、先ほどから矢内議員が言われている、地元としては、好まないというね、そのあたりの確認はどうなっとんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） 先ほどから出てますように、これまあ、最初申し上げますけれども、ここで降ってわいたような話ではありません。実は、旧町時代からですね、ここの管理のあり方についてさしていただいております。そういう委託契約から指定管理者制度に移行する中で、長谷地域の方の公民館活動として、ひとつお願いできんかなというの、平成何年でしたか。それから、ずっと来ておりましてですね、去年の、そういう契約結ぼうというような話もありまして、そして最終的に、これ指定官者制度に移行する方が、はっきりして、いろんな面で、いいんではないかないう中で、今日まで延び延びになっておったというのが1点ございます。そういう中で、先ほど言われましたように、地元として、当然、賛否両論もあったかと思えます。そういう中で、現の自治会長、代表会長の方からですね、やはり一遍に負担も掛けられない、そういう中で、地元としてやってみようという中で、まとめていただいて、この指定管理者の方に、指定管理者制度に移行するというので、先般も合意をいただいたという状況で。

〔山本君「ちょっと待って、ちょっと待って。あのね、ちょっと待って議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと待って。

11番（山本幹雄君） 僕が聞いた時ね、知っとうか言うたら、財政課長、知らん言うたんや。そやのに、今、知っとう言うたん。答弁がな、僕がな、この清水國明の件を知っとうかいうて聞いた時に、財政課長知らん言うて答えたわけです。

〔町長「清水國明のことんか言ってないじゃないですか」と呼ぶ〕

11番（山本幹雄君） このプロジェクトは全部、それ入っとな違うん。

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと当局。

町長（庵途典章君） 全然、ちょっと、その話がですね、つじつまが合っていないんですよ。いいですか。

清水國明の話はね、財政課長知りませんし、まだ、まちづくり課の中での話しです。全く指定管理の話の中には、全く、そのことは組み入れた問題、何でもないということ、はっきり私が言ってます。それで、この件はですね、長谷の小学校の統合の時に、跡地の活用ということで、色々地域の方と各学校、石井小学校それから長谷、平福、海内、それぞれが、その跡地をどういうふうに使っていくかという委員会を作って検討して来たわけです。その中で、長谷、石井とか海内についても、ああいう、ゆう・あい・いしいなんかつくった時もですね、地域の皆さんが、皆で協力して基本的には、経営にあたって管理をしてくださいよという約束があるわけです。長谷においてもですね、あそこの地域を、学校をですね、校舎を使って、地域の交流センターとともに、そこに、やはり地

域で当時から生活改善グループ等がですね、食品の加工等なんかされてました。そういう物をできる施設をつくって欲しいということで、調理施設をつくり、一応、そういうパンの焼く機械なんかを入れたわけです。だから、それを運営をしてくにあたっては、地域の皆さんで、これは経営してくださいよということが約束だったんですよ。

しかし中々、その地域の皆さん、そこで活動している人たちも、まあ組織的には弱いし、それを受けてするのは難しいし、先ほど言いましたように、その施設そのものは、交流センターでもあり、いろんな複合的な施設でありましたのでね、それを一括して受けるということは非常に難しいというので、時間が掛かっておりました。

しかし、パンなんかも、皆さんが焼いてるのが、段々と軌道にも乗ってきてね、その部分については、自分達の経費の中で、事業として取り組んでいこうという方向が、何とか頑張ってみようという方向が出ましたのでね、やっと、これが、とりあえず全体を指定管理者、指定管理していただいて、当然、町が、公民館とか、いろんな公の施設として必要な部分については、経費は、ちゃんと補償みますということで、運営をしていこうということで、まあ取り組んでみようということになったわけですから、そういう経緯の、経過の中でね、今後新たに、先ほど言いました、その使い方として清水國明さんらのグループが使うということになれば、また、それは、それで十分に、その活用ができるスペースがあり、可能性があれば、考えていったらいいことだというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君よろしいか。

はい、他に、山本議員よろしいか。

はい、他に。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第 11 号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案については可決されました。

日程第 12 . 議案第 12 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 12 に入ります。議案第 12 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 12 号、佐用町特別会計条例

の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から、老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、後期高齢者医療制度がスタートすることに伴い、「後期高齢者医療特別会計」を新設するものでございます。

なお、老人保健特別会計につきましては、過年度分支払いの必要が生じる可能性があるため、平成 21 年度末まで存続する予定でございます。

よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案についても、本日即決いたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） お尋ねします。この条例なんですけども、今度制度が始まるということで新設ということなんですけども、この制度なんですけども、制度ができると広域連合が、今まで各自治体でしていたのを、全部を兵庫県の場合は、県で 1 つにまとめるということだったんですけども、保険料の問題がありますが、それらの保険料の徴収などの方法、また滞納が出る可能性があるということも、滞納があった場合、保険証の取り上げをしてもよい。佐用町の場合は、しないとは前の一般質問で答弁されましたけども、取り上げをしてもいいということになっている制度です。

それで、滞納者とか、また徴収、保険料の徴収方法ですが、広域連合がするのか、町がするのか、そのへんをお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） お尋ねの件はですね、後ほど、上程させていただきます後期高齢者の条例関係にもかかわってくると思うんですが。

まずお尋ねの保険料の徴収方法につきましては、賦課決定までは広域連合が行います。徴収事務は町の事務となります。徴収の仕方につきましては、介護保険と同様に年金からの天引き、特別徴収等、年間 18 万未満の皆さん方等、それから年度途中の 75 歳到達者等がありますので、この方につきましては、普通徴収となっておりますね、役場の方からご案内して徴収をさせていただくという形の徴収事務となります。

それから、ご質問の 2 点目の、いわゆる滞納が出た場合という形なんですけども、これにつきましては、県の広域連合、前回の議会でも、町長の方がお答えしましたように、いわゆる資格証の発行という形です。色々それについては、事情聴取したり、お年寄りの高齢者の皆さん方の生活に、守る為に、いろんな手立てを講じてですね、その資格証を発行することというふうに、広域連合の条例の方で定められております。その運用については、

町が行いますので、できるだけ対応した形を取っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 決定は、広域連合で、あとは徴収が町ということなんですけども、ということは職員の仕事が増えると思うんですね。そうすると、職員の、その体制ですね、それは、今まで、老人保健も、まだしないといけないわけですから、結局、2つの、この会計を持つことによって仕事が大変増えると思うんですが、そのへんの体制はどのようにされていますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 体制的にはですね、今後、町長なりの方で考えていただくと思うんですが、基本的には4月で、4月から、この広域、この老人、広域連合によります、この制度が始まります。今までの老人保健の整理はですね、医療機関等の整理がありますので、恐らく大まかには、5月末で各国保連合会とか医療機関からの請求が全て終わる予定で、大半は本年6月末で支払関係終わるのかなと。ただ、高額療養費とかですね、後日精算の分がいくらかありますし、それから医療機関によっては過誤等がですね、過誤の返戻等がありますので、その分の整理期間として老人保健会計の方はですね、全般的に21年度末まで設置する。他府県からの相当遅れた請求等の可能性もありますので、医療費の精算の為に、その期間は、ダブりますけれども、ほとんど5月以降は、6月以降は、この後期高齢の方だけに専念できると。で、職員の事務体制につきましては、今まで老人保健につきましては、保険料の徴収事務というのが当然ありませんでしたので、この後期高齢が始まることによって、そういう徴収事務が発生するという事で、負担増にはなるのかなというふうに考えています。ただ、一般事務で医療費の支払関係は、全て県の広域連合の方で行いますので、例えば、今まで全部来ておりました、その老人保健のレセプトやなんかも全部県の広域連合が審査して保管するという形になりますので、若干、そのへんでも相殺できるのかなというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 私は、笹田鈴香、反対の討論をさせていただきます。議案第12号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について反対の討論をさせていただきます。
この条例は、佐用町広域、ごめんなさい、すいません。後期高齢者医療制度特別会計、

医療特別会計を加えるものですが、私ども共産党は、後期高齢者医療制度に対して、中止撤回を求めております。75歳以上の高齢者を対象にしたこの制度ですが、まず問題点を指摘しますと、それは先ほどの答弁にもありましたように、やはり年間18万円以上の年金の受給者から年金の中から保険料を天引きされます。それと医療の体制ですけど、体制というか、医療ですが、医療を受けに行った場合、包括払いのために治療は制限されます。また薬の量も減らされます。それと老人保健の場合は、滞納しても、保険証の取り上げはありませんでしたが、この制度では資格証を発行、つまり取り上げしてもよいということになっています。私どもは、この制度自体に大変反対しております。と言いますのは、今も言いましたように、滞納される人は、特に、その1万5,000円以下の人になります。だから、無年金者とか、そういった収入の少ない人が滞納の可能性がうまれると思います。そして病院へ行っても、自分の高齢者になると、色々病気をもちますが、その病気が、病気を受ける為に治療に行っても制限されるというもので、本当に老人いじめという他ありません。私どもは、この制度に対して反対をいたしておりますので、この条例についても反対をいたします。以上。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第12号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13．日程第13．議案第13号 佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第13に入ります。

議案第13号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） ただ今、上程をいただきました議案第13号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

許可地縁団体は地方自治法の規定により、町長が認可することになってはいますが、認可を受けた団体の代表者の印鑑登録に関する条例が整備されていなかったため本条例を制定し、地縁団体の設置に対応しようとするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 1 点お聞きしたいんです。この認可地縁団体というのは、これはどんなんですか。具体的に言うたら集落ですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 簡単に言いますと法人格を有した自治会というふうに理解していたければ結構かと。ということは、佐用町におきましても、行政上自治会を中心として、色々推進させていただいております。そういうことで原則的に地縁団体、佐用町におきましては、地縁団体につきましては、自治会単位を地縁団体としたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） これ、今まででしたら、この複数の印鑑いったわけですけども、これ代表者ということになればですね、いろんなことが、その代表者だけで決定していくというような、そういうことは、どない言うんですか危惧するようなことはないんですか。それと、この限界集落的に、やはり人数が少なくなっているような集落について、意思決定としてですね、この代表者だけで、この印鑑登録というようなことが果たしていいのかどうか、そこらちょっとお聞きしたいんですけれど。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 構成する団体におきましては、誰でも構成員になれることになっております。それで、あくまで、それらにつきましてはの規約なり構成員、そういう規約等の整備等必要でありますので、そういう問題は起こってこないかと思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 改めて、この条例を制定されるわけ、地方自治法でこれまではやってこられて、改めて佐用町で条例制定するということですがけれども、どういうことを想定

してね、自治会の方は、地縁団体等認定される、想定されることはどういうことでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） お答えいたします。今のところ現に佐用町の方で地縁団体等認可している所ありません。ところが、この分につきましては、平成3年の自治法の改正でこの認可ができるようになったと思います。それで、その時にはあまり必要がなかったかと思うんですけども、最近、ちょこちょこ、例を上げますと集会所等の建物とか、底地は個人名になっておって、そういう事で相続等で今後困るとかそういう相談がありますので、そういう現実には、今認可しているところはないんですけども、今後、そういうところが出てきた場合には、今申しましたように、法人格を持った自治会と、そして地縁団体として、認可、町長の方がすれば、そういう不動産につきまして、その登記ができるというふうなことで、その為に印鑑証明等が必要になりますので、一応条例整備だけはしておかなければいけないかという事で、今回上程をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

6番（金谷英志君） はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4番、岡本です。今、まあ、そういう公民館なんかね、不動産登記する場合、例えば自治会長の、いわゆる名前を用いるかも分かりませんが、自治会長が次、2年単位とか、各地区によって代わっていきますけれど、その場合は、どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） その代表者につきましては、別に自治会長じゃなくても、その規約の中で決めますので、それは問題がないと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） 大体自治会をあれされとんですが、営農組合をつくっているところあると思うんですけど、きちっとまあ、法人でされとる営農組合と、まあ任意的な営農組合もあるんです。任意的な営農組合も、これ、例えば、その倉庫とか、そういうあれを持っています。もってんですけど、そういう時にしたいからということで、それも登録できるんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） あくまでも、今の分につきましては、地縁団体ということで、自治体単位と考えておりますので、その法人、営農組合とは、また別に考えていただきたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議案第 13 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 14 . 議案第 14 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 14 に入ります。

議案第 14 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきましたただいま議案第 14 号「佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、新たに町通信網を利用しようとする者、または設置された町通信網を移設、撤去等しようとする者に対する「原因者負担」として、その工事に係る費用負担の額を定めるものでございます。

負担の概要は、新たに通信網を引き込む場合の工事費は、現在、8 万円程度が必要となっております。その工事に係る費用の原因者負担として実費 8 万円を負担していただくわけですが、分担金として徴収する 2 万円は、当初の平成 18 年度・19 年度の全体の整備費から、特財を差し引いて、受益者数を勘案し徴収、充当され、全体工事も完了をいたしておりますので、今回、分担金として徴収しますが、その 2 万円は、原因者負担分に充当し、8 万円から 2 万円を差し引いた 6 万円を負担していただくこととしております。また、より一層、加入を促進するため、減免規定を適用させ、さらに 1 万円を減額することとしております。よって、8 万円の負担を 3 万円減額し、加入者負担を 5 万円としようとするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案について質疑に入りますが、ございますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） テレビだけ今、申し込んでおって、後でインターネット申し込む場合はどうなるんですかね。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 今の場合は、後からというのは、今期間中の中の話でしょうか。4 月以降の話なんでしょうか。今であれば、変更が可能であればね、実費言いますか、その分だけで付けることはできます。4 月以降になりますと、別途向こうへの加入金も要りますし、工事費も要るということになります。

13 番（岡本安夫君） もういっぺん線引き直さなあかんのんかいな。また。

まちづくり課長（南上 透君） いや、あの、要するに軒先までは 2 芯でテレビ用と通信用来てますんで、そこからの接続になります。通信の場合は、屋内に ONU 別途通信用の物を設置するということになります。

13 番（岡本安夫君） そこまでのはいらんのやな。

議長（西岡 正君） ちょっと、すみません。きっちり手挙げて質問してください。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） すみません、それじゃあ、引き込みの 6 万いらんと。後の分について負担が要るいうやつですね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（南上 透君） この場合は、あくまでクロージャー言いますか、そこから引き込み線を引っ張ってきてというふうになります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本安君「要らんいうことやね。6 万円は」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） 4 月以降に入る人でも、そのテレビだけ引いておる人は 6 万円いらんということですね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

まちづくり課長（南上 透君） あの、この条例の内容見ていただいたら、今まで全然引いていない所に対して、その引込み線を引いて ONU を設置する為の費用の分の工事費ということでありまして。
そやさかいに。

〔岡本安君「要るか、要らんかだけでええんや」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上 透君） そこから引く場合は、軒先まで来とんですから、そこから 6 万円いることはありません。

議長（西岡 正君） 他に、ないようですから、質疑を終結いたします。
議案第 14 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号、佐用町情報通信網整備分担金の徴収条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 15 . 議案第 15 号 佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 15 に入ります。
議案第 15 号、佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 15 号、佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。
今回の条例制定は、佐用町情報通信施設の設置及び管理について必要な事項を定めるもので、国の放送や通信環境整備への対応と、佐用町内の情報格差の是正など、高度情報化社会に適應した住みよいまちづくりを推進し、情報通信網整備に伴う物品の適正な保管をするために、佐用センター、放送センター、サブセンターを設置するものでございます。
それぞれ設置目的に応じて効果的な運用を図るため、通信施設の良好な維持管理に努めてまいります。
ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより本案について質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
議案第 15 号、佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号、佐用町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 16 . 議案第 16 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 16 に入ります。
議案第 16 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程いただきました、議案第 16 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、団員の訓練等に係る費用弁償と班長の年額報酬の見直しをするもので、現条例では団員が警戒、訓練等に従事した場合には、1 回につき 500 円の費用弁償を支給することとなっておりますが、訓練につきましては、有事に際し迅速な行動と的確な判断力を養うためのものであり、団員として当然の行為であるとの見解から、消防団幹部との合意により、訓練については費用弁償を支給しないこととし、費用弁償の支給対象を「警戒、訓練等」から「警戒等」に改めるものであります。また、班長の報酬につきましては、合併前の旧町では班長制を採用されていない団もあり、また副分団長以下の役職の人数についても様々な状況であり、組織の統一を図ることと合わせて、これまで部長及び班長の報酬が同額となっていたものを見直し、班長の年額報酬を 8,000 円に改めるものでございます。

以上、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についての概略をご説明申し上げます。
ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより本案について質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今回の改正は、その訓練の場合の費用弁償をなくすというのが1つありますけれど、500 円という定額なんですけれども、この支給しない理由として、その任務に当たるのは当然であるという、そういうことをおっしゃった、説明がありました。まあ、消防団員が、どんどん、まあ団員になる方が減って行くとか、非常に、そういう状況の中であって、特に訓練は災害とか、そういうものに備える為に出るものですから、削除するということについて合意がとれているというふうに説明ではあったんですけども、そこら辺のあり方については、そんなに費用として、元々低い金額ですからあれなんですけれど、町としては、これがある事によって、どれくらい費用が必要なんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。住民課長。

住民課長（山口良一君） 年に何回かですね、土のう積みの訓練であるとか、火災の訓練である、そういったものをしております。年に 70 万程昨年までは予算化しておったかと思うんですけども、先ほど言いましたように、訓練についてはですね、消防団の幹部等の合意によりまして、削除しようということに決定しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 幹部は、まあ、その消防団をね、代表する代表者ですから、あれなんですけれど、まあ、町民の声としては、いわゆる直接訓練をされる方にとっては、その合意されたと言われましてけど、その点は、全体的に、それはいいことだということに合意されたというふうになっているんですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 一応、その幹部でですね、協議しまして、それから分団長会議ですね、そこでも諮って、特に反論、反論と言いますか、それはございませんでした。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） あの、これね、佐用消防、専門の方であればね、これ当然でありますけれど、この方、この消防は自主消防ということで、やはり、こういう、その団員に対してね、その今言うたように、幹部が了解したとか、分団長が了解したとかいうことのもりもね、私は、何で、これぐらいのことをね、削減しようとするんかなと。士気の問題もありますしね、私は、これまで下げる、削除する必要がないんじゃないか思うんですけど

れども、これは是非とも検討してあげていただきたいなと思います。

議長（西岡 正君） どうですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 検討した結果ですね、上程させていただいたということでございます。

〔町長 挙手〕

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。はい、町長、ちょっと町長の方が先やったな。

町長（庵途典章君） 非常に色々と考え方があると思うんです。で、確かに非常備消防、この団員の皆さんはですね、本当に仕事を持った中で、本当にいろんな災害時、有事、いろんな面ですね、また地域のいろんな活動にも、やっぱり大きな力として活動していただいております。しかし、それは住民としての、本当にボランティア精神、まずはボランティアでやっていただいているということなんですね。で、そういう中で、当然訓練等も、いろんな形で訓練もしていただかなきゃいかんのですけども、団長なり幹部の方も、その、これは、1回出たからいくらというんじゃなくてですね、その訓練等については、まあ出る人も出ない人も、沢山、色々あるんですけども、ボランティアとしての精神の中でやっていこうというふうに、私は、考えていただいたんだというふうに思っております。まあ、ただ、金額的にはですね、僅かだということですけども、そのお金の問題ではないと。その考え方の問題ではないかなというふうに思っておりますので。その辺は、幹部の皆さん、また消防団員の皆さんが、そういうふうに考えていただければ、それは、尊重したいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 私は、町民の立場で考えよったら、そういう発言させてもろたんですけど、それとね、この訓練するのは、当然やという、そのことを、発言もあつたんですけども、私は、いかなもんかなと思う。当然、町長言われるように、当然、皆さんボランティア、山火事があれば、3日でも4日でも会社休んで、それに消火活動にかかわるっていうのは、当然、そういうこと的前提があるさかいに、そういうことを犠牲にしても、今まで、過去にも、私らも参加しましたが、私は、逆に、町民の立場からだったら、その程度の金額は残してあげとった方がええんじゃないかなという気はしますけどね。課長も検討したさかいに、その検討に対して、私は、もういっぺん検討して欲しいという話

をしとんやさかいにな。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。
よろしいか。答弁いりませんか。いるんでしょ。
住民課長。

住民課長（山口良一君） 先ほどですね、ちょっと、まあ言い方が悪かったかもしれませんが、この問題につきましてはね、先ほど言いましたように、年に何回かですね、訓練行っておりますけれども、その金額的にはですね、先ほど言いました、そんな大きな金額ではありません。それと、各集落等でも、分団等ですね、それぞれ訓練されておると思いますが、そうした場合にも、中々その確認自体ですね、できない場合も実際はあります。全体でやった場合には、当然その分団からですね、何名出たというようなことも報告あるんですけども、そういう、ちょっと確認をし難いという例もございます。それと、先ほど、ちょっと言いましたようにですね、消防団員としては、当然、その有事に備えて、そういった的確な判断がですね、迅速な行動、こういうことが必要なことですので、消防団自主的にですね、ボランティア精神でやっていこうという協議がなされて、今回提案させていただきます。

議長（西岡 正君） 山田議員よろしいか。

17 番（山田弘治君） あのね、私、あの、もう1回最後ですけど、あの、ここで直接じゃないんで、今、その警察とか国を守る方の皆さんも、やはり非常に厳しい条件が付いてきております。われわれの、その国民、町民の、その命を守るという立場の方のやつに、私は、いたずらに手は加える必要はないと思うんです。例え 500 円というけども、その 500 円が、その金額よりも、そういうところを落として行こう、落として行こうということに、私は、問題があるんじゃないかなということを使うとんです。

議長（西岡 正君） 答弁ありますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） ありますか。住民課長。

住民課長（山口良一君） いろいろ考え方があると思うんですけども、先ほど来説明しておりますように、そういう消防団員ですね、ボランティア的な精神、これも尊重していく必要があるかなというふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あの、よろしいですかね。僕、ボランティアという精神を消防団の方から出てきて、ボランティアですから、500 円やで 1 回。500 円なんか欲しいというのおれへんと思うんや。思うんやけどな、消防団の方から、私らボランティアでするんやで、500 円要らん言うんだったら、それは確かにボランティアや。けど、町が 500 円止め

て、あんたらボランティアでやってくれ言うんだったら、これはボランティアでない。これは強制や。はっきり言えば、私に言わしてもろたら。だから、僕、500円をな、多分、ほんまにコーヒー1杯飲んだら終わるような金額じゃから、多分、それ欲しいとか言えんと思う。それは。だけど、その気持ちがな、問題じゃないかなと思う。それを、町長やな、住民課長がボランティアやボランティアや言うたら、皆、それは違うぞと思うよ。考え方、僕間違えと思う。ねっ、消防団一生懸命やろうって、一生懸命頑張って有事の為に何かあって頑張ろう、訓練もしよう思うて行ったら、あんたらボランティアです言われてみい、誰もええ気せんよ。そらあ。町民の皆さんが、そして消防団の人がボランティアです。私らやりませ任してください言うたら、確かに、これはボランティアじゃけど、町長や住民課長の発言では、これはボランティアじゃない。で、訓練が当然や言うてしまえば、ボランティアのわけがないがな。そうだろ。はっきり、それが当然や言うたんやから。そやから、省いたんや言うたんやから、当然のもののボランティアなんかありえへんがな。だからちごとう思うは。はっきり言うて、そりゃ、山田さんも、ちょっと言いよったけど。ねっ。で、町民から出て来て、消防団から要らん言うて来たんじゃないんだろ。住民課長の方から、そういうような提案したんだろ、ちょっと、それ聞かせて。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

住民課長（山口良一君） あの、こちらの方からですね、訓練については、例えばですね、今年には操法大会があります。そういった、これも訓練と受け取ればですね、これもう長期間に亘って、相当の費用になってきます。そうした場合にはですね、そういった面もありまして、幹部なりで、訓練についてはですね、自主的にやっていただくものですから、費用弁償につきましてはですね、何とか辛抱願えないだろうかという協議は、こちらからいたしました。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） あのね、こっちが辛抱してくれえ言うて、協議した話じゃな。これだったら。協議じゃないがな。僕は、この消防団言うてな、いざいう時、命かかっとう思うんや。ほんでな、消防服の問題もあったんや。いざいう時に、命かかっとうやん。彼ら。と僕ら思うんや。それをな、何か、その聞きよったら、寂しいは。俺。はっきり言うて、やっぱりけちらなあかんとこもあるし、そやけどな、けちったらあかんとこけちり過ぎとうは。消防団を何と思うとんかな。そんな気するは。俺は。何か情けない。答弁ええは。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） 質問にならんのかもしれんのんですけど、ちょっと勘弁して。

〔山本君「止めてよ。今、質問の時間なんだから」と呼ぶ〕

13番（岡本安夫君） あのね、幹部会の中で決めさせてもらいましたということなんです

けど、そこで、実は、4つの支団が今あります。それぞれ、いろんな運用体制バラつきがあったんです。

〔山本君「それは、だから、住民課長が答えたらいいことなんですか」と呼ぶ〕

13 番（岡本安夫君） その中で、幹部の中で、幹部会の中で、これやっぱり、とにかく、その、

議長（西岡 正君） 質問には繋げてくださいよ。

13 番（岡本安夫君） ええ、1つにせなあかんということで、それですね、例の、この訓練の問題なんですけども、じゃあ訓練の範囲をどこまでするかというのが、議論になったわけです。幹部会の中で、ほな言いよったように、その操法の応援に出る者も何するの、分団長会議じゃ、会議じゃない。もう、それも全部訓練じゃないかというようなことになって、出した以上は、条例にある以上は、本来は、出さなあかんけども、やっぱり各地区によって、出してない所の方が多かったわけなんです。というのは、各1つは、実情に合わせて、実態に合わせていうことで、それだったら、削らしてもろて、他の形でカバーして行こうじゃないかということで、そういうことで、4つの旧町の団のあれを、統一させる為に、そうさしてもろて、その500円が多い少ないいう話、お金が目的じゃないいう話もあるけど、1つは掌握しにくいということ。それから、範囲が、非常にこう、これも訓練じゃないかと言うたら、例えば、30分ちょっと寄り合いするんも訓練の打ち合わせだったら訓練じゃないかということで、どれをとってどれを取らんというようなあれが、段々、できんようになっていくんです。だから、ほんまにどうしても、出なあかんような、当然、有事の時の出動、あるいは、水防あるいは風水害の時の警戒態勢をとるという、そういう団長ないし町長の指令できちっと出動した場合にだけということに限定させてもらったわけなんです。そうせんと、条例の読み方によって、色んなバラつきができて運用に困っていくというようなことなんです。それと、まあ、そういうことであれなかったわけなんで、もうちょっと、その辺課長も、中にあった話を、もうちょっと正確に伝えてもろて、言葉足らずのところがあるんで、そういうようなん、幹部会の中でも、そういう話もありました。そういうことです。

議長（西岡 正君） はい、課長、答弁願います。
 ちょっと、休憩します。

午前 11 時 56 分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

議長（西岡 正君） 再開します。答弁してください。

〔岡本安君「こういう話もありましたねということ」と呼ぶ〕

〔矢内君「そういうふうに、私は理解してますいうて、課長どうですか言いようんや」と呼ぶ〕

住民課長（山口良一君） 大変言葉足らずで申し訳ないんですけども、先ほど、岡本議員が言われたようにですね、先ほど、私も、ちょっと言いましたけども、非常に掌握のしにくい

ところもありますし、どこまでが訓練だというような、その解釈、先ほど言いましたように、ポンプ操法大会、これ全分団でやりますのでね、それが訓練じゃということになりますと、相当の予算が必要になってきます。そういったものについては、訓練と言う解釈でなしにですね、ボランティアという言葉が悪いんですけども、消防団で自主的にですね、そういうものについては、費用をですね、支出しないようにいうことで、それも旧町からのですね、やり方というのが、相当開きありましたんで、それを統一していこうということで、今回提案させていただいております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） ちょっとひねくれた考え方かもしれんですけどね、この文言だけ見たら訓練の削除がないんよね。そやから、僕、単純に、警戒と訓練を、ただ警戒にしたという文言の変更だけやと解釈しておったんですよ。そう取られればね、皆さんが言う訓練心配することないんあな。出るわけやから。そやから、僕は、そういうふうに解釈していたわけや。そやから、削除いうのはな、今言われただけで、どこに載っておるん。いや、僕、ちょっとひねとう言われたらひねとんかもしれんけど、文章見たら、そういうふうに解釈したわけやけど。そやから、当局として、どこにどう削除いうのは出てるかということやな。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 提案の仕方としてですね、削除という言葉は使用しておりませんが、警戒訓練、警戒、ですね、訓練等というのを警戒等に直すということですから、自動的に、その訓練についてはなくなるということでございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 違う、違う、警戒と訓練を警戒に定めるだから、2つを警戒にしておるわけ。違うか。違うか。いうことは、文言の修正変更だけで、訓練は、今までどおり出るということです。これ。いや、違うんかな。その提案でしょ。そやから提案がな違つたら困るで。

〔山本君「そのとおり。そのとおり。だから出るんや」と呼ぶ〕

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 訓練いや、ですから警戒と訓練等とありますのをですね、削除という言葉出てないんですけども、警戒等だけにしたということでございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そのな、やっぱり削除するなら削除ときっちり謳うとかなないと、削除できない。悪いけど。そうやって削除言うんだったら、悪いけど、今回これ取り下げろ。ほいできちっと出して来な無理や。そやから、文言の修正変更だけや思うとうやん。こっちはな。僕だけかどうか知らんで。皆も、そう思うとんかも知らんけど。そやから、そこらははっきりしないと、言葉で言うて済む問題違うんやな。条例変更やから。やっぱり、そこらきっちりせなあかん思うけどな。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

住民課長（山口良一君） 実際はですね、削除、削除言いますか、その訓練等をですね、訓練を省くということで提案させていただきまして、この上程の仕方につきましてはですね、総務課の方とも協議いたしまして、挙げさせていただいたわけでございますので、私は、訓練を省くという意味で挙げさせていただいておりますけども。まあ、その解釈がですね、それぞれ間違っ、私の方が間違っておったかも分かりませんが、訓練だけは省くという意味で挙げております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） ちょっと待って、道路認定でも皆そうや。廃止するとこ廃止するいうてきっちり謳うわけや。それで、一番最初に費用弁償もそうや。3,000円を廃止するいうてきっちり謳うとるわけ。なくするものをどれやいうのを謳うわけよ。そやから、パッと見やで、やっぱり2つの文言、1つにまとめたいうふうにし解釈できんわけ。そやから、訓練も今後、警戒と呼びますよというふうに取れるわけ。そやから、そこまで消防団に対して気を使うてくれよういうわけや。違うか。いや、僕は、そういうふうに解釈したわけやから。そやから、文章に書くべき事は書いておかないと、それぞれ考え方が違うて来たら、全然違う方向に行くわけよ。だから、今のこの文言から言えば、いわゆる訓練という文言は外して、皆警戒でまとめていきますよと。そやから皆さん警戒をしましたいうことを出してもらったら500円いうものを出していきますよというふうに解釈とれるわけ。自分勝手な解釈かもしれんけど。

議長（西岡 正君） 答弁いります。

7番（松尾文雄君） 違うとったら違う言うてよ。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この条例のですね、提案については、それぞれこういう条例ですから、専門的にも、十分内容を協議してですね、研究して出しているというふうに思いますが、出し方に、そういう不備があるという指摘で、確かに、話をお聞きして、そういう点については不備があるんじゃないかなと私も思います。ただ、本来、条例のこの趣旨、提案させていただいた趣旨というのが、趣旨というか、その状況、出す必要があったということについての状況については、今お話のように、各旧分団長の、それぞれの消防団でね、取り扱いが非常に違っていたということと、純粹に、その操法大会のようなですね、大会の訓練、行事があって、そういう行事も全て訓練ということになるとですね、これは少し経費的にも非常に大変ですし、こういう自主的に、やっぱりやっていただかなきゃいけない部分じゃないかということで、その辺の対応して訓練というものを削除することだったと思います。だから、私は、先ほど言われるように、警戒と言うと、警戒等ですね、ということに、この文言がなればですね、その訓練の、今までの訓練の中にもですね、当然、その警戒に準ずるような訓練は、訓練として解釈し、取り扱いの中で、今、整備をする、そういう操法大会のようなですね、大会に向けたような練習、こういうものは、これは警戒ではないということで、その費用弁償については行わない。この辺は、幹部会の中でね、全部、それぞれ相談していただいて、中での規定、規約を作っていただいて運用をしていけばいいんじゃないかなというふうに、今、思っております。一応、今、もう提案をさせていただいておりますのでね、これを今、取り下げるとかいうことは、今直ぐできませんし、このまま、やっぱり通させていただいたとして、今、松尾議員が言われたような点を、解釈ができて、きちっとできるかどうか、これは今から、もう一度消防団との幹部を早急に検討してですね、もし、どうしても、これが難しいということになれば、また手続きをとって提案を取り下げさせていただいたり、再提案とさせていただくことになるかもしれませんが、このまま解釈ができるようであれば、このまま解釈ができるような形での話をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 解釈として削減ということを入れるん忘ただけで、後で後日削減を入れるというだけだったら、それは僕らが最初に言うとうように、それは、ちょっと変だろうし、削減をせずに、まあ文言の統一だけや言うんだったら、そういう 500 円が従来どおり出てくるということなんやで、その取り方によって、後付いてくるもんが、全然違うんであって、それを通してもたら、後で改めますいうて、後で、何をどう改めるんかが、僕ら分からんわけ。ただ、改めるいうのを削減、要は、はっきり言うて削減という言葉入れて、最初言うたように、70 万円を、もう払いませんよということなのかね。そこら辺は、きっちりしとかんとあかんのん違いますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、全くね、訓練ということで、全てを訓練に統一する、充てて、そういう費用弁償をなくすというんじゃないかって、必要なものは出すという、支給

するということの前提です。ですから、まあ、一番、ここで、こういう提案をした話を聞きますと、先ほど言ったような操法大会のような練習というものまで訓練として、またいろんな会合まで出て来るということに対してですね、そこまでは、今までも支給していませんでした。また、支給しているところと、色々違いがあったところを整理するというところを出して来たように、この条例を出してきたように、私は解釈しておりますのでね、ですから警戒という、等と言うことの中で、これまでの自主的な、ほんまに、その消防、山火事の訓練また火災等ポンプなんかの訓練、そういう訓練においては、警戒等の中で、今後支給をしていくというような方向でね、整理をしていったらいいんじゃないかと思いますが。

〔岡本安「出さんのんじゃ。訓練いうもんは一切出さんのんじゃ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いやいや、それは、消防団、それは消防団の方で自主的にいらないと言われれば、それはもう訓練、警戒等という中で、その部分はいらないというふうに考えていただいたらいいわけですよ。

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。

町長（庵逄典章君） いや、ちょっと待ってください。

だから、条例上は、条例上は、当然、そういう訓練、警戒等の中に、解釈を、色々と、そういう部分が必要であれば、支給ができるようにしておけばいいということですよ。今、松尾議員も、そういうふうにお話されて、確かに、そういう解釈をさせていただければ、それで、条例は有効であると思ってます。だから、後は、その運用について、消防団としての規定はね、運用規定を今度整理をしていただきたいということです。ですから、消防団の中で、こういう訓練については支給する。こういう訓練については支給しないというふうにしていただけたらいいわけですよ。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照夫君。

10番（高木照雄君） この費用弁償につきましてね、旧町の場合は、色々と各町で違っておったんですけども、やはり、それを把握するのが分団長であり、それから、また副団長であり、色々と各地区によって違いますのでね、70万ぐらいな金が、もしくは削るんじゃないし、それを平等に訓練の費用だということで分けるようにすれば、500円一辺倒じゃないし、年間に割って、1分団に何ぼというような形にすれば、今、この議員さんの意見が、何で、この70万ぐらいな金を減らすんならというぐらいな意見が出るんならば、それを平等に割ったらどうかと私は思うんですが、旧町の場合は、出勤手当が出ておりません。各分団に年間で何ぼと出してました。そういった形であると、分団長も楽なんですよ。分団長にしても部長にしても、その把握するんが、大変なんですよ。どの分を出していいか、このやつは出すべきか出さんべきかというのは、各分団の、その指揮によって違いますので、もらえるところはもらおうし、もらわんところは、一文ももらわんというような声が出るから、この問題だ出とんだと、私思いますのでね、各分団に、平等に割ってい

ただきたいと思います。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、すみません。質疑が出ているわけですがけれども、はい。ほなら、あの、もう1件だけ

21番（鍋島裕文君） まあ、あの、提案者がね、やっぱり責任持って提案していただきたい。つまり、消防団に、その運用規定を任せるんじゃなくって、提案するんだったら、当局としては、訓練は、こういう定義だと。訓練は明確にしてね、内容明確にして提案すべきだというふうに思います。そこは明確にならないと、いくら議論してもね、お互いに、当局の見解と議会違うというようなことになるんで、是非ね、休憩明けたら、休憩になるでしょうから、休憩明けたら、当局の考える訓練の定義はこれだということを明確にして提案してください。質問です。

議長（西岡 正君） 予定としては、委員会に付託をしますので、

〔鍋島君「いやいや、これ委員会だから委員会付託ない」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 委員会の中で、

〔鍋島君「いやいや、提案だから」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

21番（鍋島裕文君） 委員会付託前にね、本会議で提案して全員が聞いておって、訓練とは何か分からんままに提案になっとるわけや。だから、明確にして提案してくれ。

〔山本君「まあ、そうじゃないと委員会に付託されても困るはな。何を審議するんか分からんようになる」と呼ぶ〕

〔鍋島君「だから休憩明けに定義を明確にして」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ほな、ここで休憩します。
再開を1時15分といたします。

午後00時12分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き再開をいたします。
休憩前に引き続き質疑に入ります。質疑のある方。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、答弁。町長。

町長（庵逄典章君）　　それでは、失礼します。議案 16 号の消防団員の条例の一部改正につきましてですね、色々ご意見をいただいたり、今、説明についても、非常にまあ、ちょっと説明が、ちょっと不適切でですね、皆さんに誤解を与えている面もあると思いますので、再度、私の方から、この答弁をさせていただいて、ひとつご理解いただきたいと思ひます。

この度の改正につきましては、決して消防団員の方々ですね、今、皆さんがお話のように、いろんな災害時、いろんな事態の中ですね、非常に一生懸命、非常に命、生命にも危険をさらしながらですね、頑張っただけだということ、こういう点についての消防団員に対する処遇待遇について、決して軽々しく考えているわけではございません。

今回の改正につきましては、今の実態に合わせた形に条例上するというのが1つの目的であるということを知りました。これは、職員から、または幹部の方から聞きましてですね、実際に、現在合併後ですね、訓練については、こういう費用弁償をしていないと。それから、合併前もですね、旧三日月、旧南光では、その訓練の内容によるんですけども、若干支給がされてた。上月と佐用では支給がされてなかったということで、合併後、消防団員の出勤に関する内規というものを団長の中ですくられましてですね、そういう訓練については出さないということで、これまで、既に運用をされております。先ほど課長が70万程と言いましたのは、予算をしているわけじゃないんですけども、町が主催するような訓練に出ただけに人数で計算すれば70万ぐらいは掛かりますということです。今、70万、昨年まで出して、出してですね、それを削減するということではないということです。後、水害や火災等の発生して非常招集があった場合には1回につき1,000円。そして火災や水害、招集をして現地待機。また花火なんかですね、警戒出勤、そういう時の待機については500円の支給をしているということです。こういうことで、この条例につきましてはですね、この現在の実態に合わせた形にしておかないと、条例があるから、なぜ出さないのか、出したらいんじゃないかという意見もですね、ちらほら出て来るといふ中で、団長、支団長、団長以下の皆さんが協議をされて、条例の整備をするということでお話が、合意ができたということで、今回提出をさせていただいたということです。それで、まあ提案について、今、松尾議員からお話をいただきましたように、削除をするというものがありませんけども、警戒等ということで、今後1本化しますので、その中で、活動の内容によりましては、団長、この内規の中ですね、運用をさせていただいて、必要なものは支給をしていくということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、先ほど、操法大会等、色々その大会みたいなものがあります。それに対して、訓練、これは選ばれた団が出たり、全員がまた参加したりするんですけども、その際に当たりましては、その操法大会として手当に変わるものとしての、需用費、費用を組んで当たっているということですので、その1人1人の手当じゃないですけども、全体の中で支給をしているということを知っております。そういう実態につきまして、改めて、ご説明をさせていただいて、ご理解を賜りたいと思ひます。

議長（西岡 正君）　　質疑のある方。ありませんか。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議案第 16 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 17 . 議案第 17 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 17 に入ります。

議案第 17 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程いただきました、議案第 17 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のように、20 年度から 65 歳以上の被保険者につきましては、国民健康保険税を年金から天引きする、いわゆる特別徴収制度に変わります。

今回の一部改正は、その特別徴収に係る条例を整備するもので、第 9 条では、特別徴収以外は従来どおり普通徴収とすることを定めております。特別徴収は、年金支給月に徴収されることとなりますが、第 10 条で普通徴収については、従来どおり 7 月から翌年 2 月までの 8 期に分けて徴収することとなります。第 12 条では、65 歳以上の被保険者につきましては、年金から保険税を特別徴収することを定めていますが、特別徴収の対象世帯となるのは、被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満の場合に限られ、それ以外の世帯は普通徴収となります。第 13 条は、特別徴収義務者について規定しており、年金給付の支払をする者を特別徴収義務者と定めております。

第 14 条では、特別徴収した保険税を、翌月 10 日までに町に納入することとしております。

第 15 条は、被保険者が資格喪失した場合の通知等についての規定であります。

第 16 条では、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収。

第 17 条では新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収について規定しております。

第 18 条は、何らかの事情により特別徴収されないこととなった場合には普通徴収の方法によって徴収することを定めております。

第 19 条は、従来全て普通徴収であったものが、特別徴収と普通徴収に分類されるため、条例中に「普通徴収によって」の文言を加えるもので、内容は従来と変わりはありません。

以上、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概略について説明を申し上げます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今、議題にいたしております議案第 17 号につきましては、3 月 25 日の本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 18 . 議案第 18 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 18、議案第 18 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました、議案第 18 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法の改正に伴う一部負担と葬祭費の支給金額及び保健事業の改正をするものでございます。

第 4 条の一部負担につきましては、従来は 3 歳に達する月以前は 10 分の 2 の負担で 3 歳に達する日が規準となっていました。改正により 6 歳に達した日以降最初の 3 月 31 日までは 10 分の 2 の負担となるもので、10 分の 2 の負担の期間が延長され、被保険者にとっては有利な改正となります。また、70 歳以降については、従来 10 分の 1 の負担が 10 分の 2 の負担となり、負担が増えることとなりますが、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 1 年間は凍結し、保険給付は 8 割としますが、この措置による 1 割の財源は国が負担することとなります。したがって、平成 21 年 3 月までの間の負担は、従来どおり 1 割で変わりはありません。

第 6 条の葬祭費につきましては、これまで 2 万 5,000 円を支給していましたが、後期高齢者医療制度では 5 万円を支給、また近隣市町においても 5 万円を支給するよう条例改正を予定されており、均衡を図る観点から、本町においても同様に 5 万円を支給するよう一部改正を提案するものであります。

第 8 条の保健事業につきましては、特定健診・特定保健指導が平成 20 年度から実施されることに伴い、第 4 号から第 7 号を削り、第 8 号を第 4 号とするものでございます。

以上、国民健康保険条例の一部改正について概略の説明を申し上げます。ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今、議題になっております議案第 18 号につきましては、3 月 25 日の本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 19 . 議案第 19 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程 19 に入ります。

議案第 19 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といた

します。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程いただきました議案第 19 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、これまでの「老人保健法」に変わって本年 4 月より「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されるためのもので、根拠となる法律が変わることにより字句の修正が必要となったことにより改正するものでございます。

主だった改正点は、第 2 条中の「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と、また、第 3 条中「高額医療費」を「高額療養費」とするものでございます。同様に「施行令」も改正されるため、内容の変更は行わず、整合性をはかるための文言の修正を行うとします。

ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今、議題になっております、議案第 19 号につきましては、3 月 25 日の本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 20 . 議案第 20 号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 　　続いて、日程第 20 に入ります。

議案第 20 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程いただきました議案第 20 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、平成 18 年 6 月に制定された「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、いよいよ本年 4 月から始まります「後期高齢者医療制度」に対応するもので、全国の自治体が、都道府県ごとに設立された広域連合を組織して加入し、新たな医療保険者としての運営を図ろうとするものであります。この制度は、満 75 歳以上の高齢者のすべての皆さんの加入により、より進展する少子高齢化社会に対応する将来的な社会福祉制度としてスタートするもので、原則、医療費全体の 1 割を、高齢者の皆さんから保険料として負担していただき、4 割を若年者層の加入する保険組合よりの拠出金で、残る 5 割を公費負担として運営されるものであります。高齢者の皆さんの保険料の額は、去る 12 月議会の中でご説明させていただいたとおり、兵庫県では 1 人あたり均等割り額、年間 4 万 3,924

円、所得割り額を 8.07 パーセントとして、保険料を決定し、低所得者については、国民健康保険制度と同様に、均等割り額について 7 割、5 割、2 割の軽減措置を講ずることとして、広域連合と町で準備を進めてまいりました。

この制度における、広域連合と各市町の事務分担は、医療費の支払い事務、保険料の賦課決定など基本事項は、すべて県の広域連合において処理されることになっておりますが、保険料の徴収事務及び申請受付などの窓口業務のみが市町事務とされております。

このため、県下の各市町では、自動的に年金から天引きされる特別徴収者以外の、年間の年金額 18 万円未満者、年度途中の 75 歳の年齢到達者など、普通徴収者に対する保険料の納期限を条例で定めることとなっておりますので、本議会に提案をするものであります。

県内では、この普通徴収の納期限は、統一して所得税の確定する 7 月を第 1 期として、翌年の 3 月までの 9 期に分割するものとしたしておりますので、本町でもこれに習い、9 期のそれぞれの月末を納期限として定めようとするものであります。

なお、これまで保険料の納付義務の無かった、社会保険等の被扶養者に対する特例措置として、本年 4 月から 9 月までの半年間は徴収免除とし、残る 10 月からの半年間は 9 割の軽減、減額を図り、また平成 21 年度 1 年間については、均等割り額の 5 割の軽減する措置などは、国における法律によって決定をされております。

ご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今、議題にいたしております、議案第 20 号につきましては、3 月 25 日の本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 21 . 議案第 21 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 21 に入ります。

議案第 21 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 21 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正により介護保険料所得段階の著しい変動を緩和するため、平成 17 年以前の被保険者に対して税改正がなかったことと想定した所得段階に応じた介護保険料を、平成 18 年度及び 19 年度に限り別に定める経過措置を講じていますが、平成 20 年度についても平成 19 年度と同様の経過措置を継続するものでございます。

附則において、この条例の施行日、適用日を定めております。

ご承認をお願いを申し上げまして提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今、議題になっております、議案第 21 号につきましても、3月 25 日の本会議を予定いたしておりますので議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 22 . 議案第 22 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 22 に入ります。

議案第 22 号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 22 号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例に基づき、この度、佐用町南光地域福祉センターの管理を管理委託制度から指定管理者制度に改正するのにあたり、関係条例の整備を行うものであります。

今回の関係条例改正は、第 1 点目「管理の委託等の文言」を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により町長が指定する「指定管理者」に管理運営を行わせることができる文言規定、指定管理者が行う管理の基準規定、指定管理者が行う業務の範囲規定の整理。

第 2 点目は、「使用料」を「利用料」に読み替えることができる規定の整理であります。

第 3 点目は、この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することに伴い、経過措置として、この条例の施行日前に、改正前の佐用町南光地域福祉センター条例の規定により使用の許可を受けたものは、改正後の条例の規定により、使用の許可を受けたものとみなすことと致しております。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） では、お尋ねいたします。

まあ、先ほどの長谷の指定管理施設とは、ちょっと中身が違うんじゃないかという点が

あるんで、質問したいと思います。

まず、この指定管理者制度の法改正が行なわれて、3年間の猶予期間があつてね、平成18年の9月1日までに直営かどうかということを決めるということで、本町も18年3月議会で、この制度を施設設置管理条例ごとにね、導入して参りました。

それで伺いたいのは、あの18年の6月段階で、基本的な指定管理者決めていったわけでありまして、その経過からしたら、この南光の地域福祉センターというのは、直営が妥当だというふうに判断されていたんじゃないかというふうに思うんですね。そういうことからして、なぜ、ここで指定管理者の制度導入になったのか。このことをまず伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） はい、あの、まあこの度、社協があそこに入っております。そういった関係で、新しい南光支所も建設されまして、事務の効率あるいは住民サービスの面等も考慮いたしまして、今おりますのは、3人、あそこにうちの出先機関として、健康課の出先機関として3人おります。それを、その者を今申し上げましたように、南光支所の方に常駐させまして、それで、向こうの方を、今、社協の方も全部使えたら効率がいいというような話も聞いております。そういった関係で社協に指定管理者で持っていく計画を進めております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 初めの頃はね、そういった事で直営というふうに判断されていたんじゃないかというふうに思うんですけれども、仮に、町の職員がいなくなって社協の職員だけになるから指定管理というのは、ちょっと違うんじゃないかというふうに思うんですね。指定管理にするには、指定管理としてのメリット、つまり、公の施設の公共性をね、損なうことなく管理できるという、そういう大事な点があるというふうに思うんです。それで、従来直営というふうに考えていたものを、ここであえて町の職員がいなくなるからじゃなくて、直営に、ああ、指定管理すればね、直営に比べて、この様なメリットがあるというような点を明確にしないとね、わざわざ導入する意味っていうのはないというふうに思うんですけれども、そのあたりはどのように考えておられますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。健康課長ですか。町長ですか。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、課長が今申しましたように1つの大きな今回の指定管理にしようとする要因は、今のひまわりセンター、センターひまわりにつきまして、健康課の職員を配置してですね、あそこに分散して健康指導業務をさせ、行っておりました。

これは、南光支所がですね、手狭で、どうしても、そういう配置をするスペース的な余裕がなかったということもあります。

それから、社会福祉協議会ですね、福祉、いろんな介護サービス事業、それをする一番拠点として、社会福祉協議会のあそこに、事務所、本所をですね、置いたわけです。今後まあ、支所が新しく建設されまして、やはり支所の中で、一般業務含めて町民の皆さんの、やっぱり利便性を考えれば、支所に配置をする方がいいだろうということで、今回、支所の方に健康課の職員を配置をいたします。その後ですね、当然、今のセンターひまわりにつきましては、社会福祉協議会が合併して、1つの大きな組織として運営をしていくのにあたりましてですね、施設全体の管理また施設を活用した福祉サービス、介護サービス色々とサービスの展開を図って行きたい。そういうことと、お風呂もあそこにもあります。そういう運営についても、社会福祉協議会で管理をしていただいた方がですね、合理的に効果的な管理ができるということで、やはり法人格を持った社会福祉協議会に指定管理者としてですね、指定をすることが、適当であろうということでのお願い、提案であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） あのね、社協に指定管理したらまずいとか、そういうこと言ってるんじゃないんですね。あの施設を指定管理するのが、住民サービスや、それから、そういう公共の福祉という、そういう施設の立場から公共性を損なわないという立場からね、妥当かどうかということで、質問をしております。

それで、確かに久崎の老人福祉センターというのは、現在社協に指定管理されているわけですけども、久崎の老人福祉センターと南光の老人福祉センターっていうのは、やっぱり大分違うというふうに思うんですね。あそこは、ああいうスポーツ公園等の拠点の周りに、スポーツ周辺施設があって、その中の1つの拠点としてあるというような点とか、それからやっぱり、ひまわり祭りというものは、大きなウエイトを占めるということからね、あの施設の活用というのは、やっぱり大事だというふうに思うんですけども、それをあえて、その町の権限を外してね、社協にしなければならぬというね、町が直営であれば、当然、全体の、そういった管理としてできるんだけども、町の直営を外して社協にしなきゃいけないという、そういう理由がね、もう明確じゃないんじゃないかと。お風呂の問題だけだったら、これはどうでもできるわけでね、やっぱり、町が、きちっと直営で全体の施設の関係、それからいろんなイベント、そういったことを町として責任持って、あの施設を運営していくというようなことが必要じゃないかというふうに思います。私は、施設は、全て指定管理がいいとか悪いとかいう立場じゃなくて、この指定管理を導入する時には、ほんまにケースバイケースでね、その施設に妥当かどうか、やっぱり大事なことだというふうに思いますので、あえて社協にしなきゃならないという理由がどうしてもね、感じられない。それよりも、むしろ町が責任持ってね、直営ですべき施設じゃないかというふうに思うので、このあたりの検討、見解をね、再度お聞きしたいんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 指定管理にしてもですね、その施設の公共性が失われるものではないというふうに、当然思っておりますし、直営ですということの中でね、人を配置するかどうかは、また別問題かもしれません。しかし、実際に、直営と言いながらですね、そこに本当に道を管理する人が配置しないということになればですね、やはり、きちっと、それを受ける社会福祉協議会のようなですね、公共性の高い団体が一番の目的であります、この福祉事業にですね、まずきちっと使っていただきながら、管理もしていただくということが、一番妥当ではないかなというふうに思います。

それから、当然、そういう、その施設は、色々なイベントなり催しにも使います。あそこにはドームも、屋内の競技場もありますし、運動場また野球場もあるわけです。そういうような全体は、町が管理をしているわけです。ですから、センターひまわりそのもののね、施設そのものについては、当然、日常的に、社会福祉協議会が全て職員が配置されて、そこで業務を行っておりますので、そこに指定管理することが一番適当であろうと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） この施設は、事実上、社会福祉協議会が事務所として本所として利用しているという実態があるわけですが、その利用しているのにあたっては、その直営の施設を借用しているというか、その家賃を払って平たく言うと、そういう形になっておりますけれど、そういうことで、そこがいろんな意味で、管理していくという、その実態に合わせて管理するというのは、そういうことも取り入れたらいいとは思いますが、ちょっと見当たらないというのと。それから、従来、指定管理者にされた施設の運営については、やはり、その指定管理を受けたところが責任を持つというのが基本です。そういう点で見ますと、特に社会福祉協議会はいろんな事業もやっておられるわけですが、そこが管理運営していくというのが、いろんな意味でしわ寄せが社協の事業の中にうまれて来ないか、そういう心配もあります。そういう点で、その指定管理の目的という点について、今一度、先ほど、さっきの議員もご質問ありましたけれど、お答えいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 実態はね、今、平岡議員もですね、実際に社会福祉協議会が、その社会福祉協議会の活動事業の拠点としてですね、そこに活用しているということは、お話のように、それが指定管理者になれば、何か社会福祉協議会の方がしわ寄せが来るといような見解をされている、心配もされているようですが、逆に指定管理者という形で、責任は、当然、きちっと持つべき責任は持っていたかなきゃいけませんけども、その活用においてもですね、その指定管理者である社会福祉協議会がですね、自主的にですね、色々と今後の社会福祉サービス、介護サービス等のいろんな事業展開をしていただけると。だから、社会福祉協議会にとっても、それは、あの施設を、そういう町民の為に、

そういう必要な、今一番大事、事業の多い、老人福祉施設としてですね、社会福祉協議会が十分に活用できる、展開ができるだろうというふうに思っておりますし、社会福祉協議会の方も、そういうふうな考え方から、この指定管理についての受託を受けていただいているというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 今回の条例は、指定管理ができるというもので、まだ社会福祉協議会が具体的に受けるというのは、それを前提にした提案だという説明ですけれども、そういうお答えでしたからお聞きしたいんですけど、社会福祉協議会では、その管理を是非受けたいということではあるんですけど、どういう条件とか、そういった点は、どのようになっているんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 条件面につきましては、未だ、そういった細かいところまでは話しておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 大事なね、町の施設を委託、具体的に、その事務所しているから、他の所が入らないだろうということで、まだ詰めたことはできてないと言われたかと思うんですけども、指定管理者制度に移行していくという、大事な切り替えはしていくんですから、特にまた、相手ははっきりしているんだったら、その町民の財産を、そういう形にするということについてね、よく説明ができる状態で、私は提案して来ていただきたいと思うんです。今の答弁だったら、不十分だと思います。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） この件は、まだ指定管理にするというようなことではございません。ただ、こういうことに方向性を持っているということは、今、課長が答弁したとおりでございます。社協自身もですね、社会福祉協議会自身も同じように、町と同じように合併をしまして、現在4地区ですね、分かれております。そういう中を、今度新しくですね、

これからの社会福祉協議会を目指したいというような観点から、今のひまわり館、ひまわり地域センターを、そこをですね、今もそうですけども、本所で、また合併の効果を出す為に、いろんなことを、あそこに集約したいというような構想を持っておられます。そういうことを踏まえてですね、条件的なことについては、これから話し合っていきたいということで、社協としても、その考えがあるということでございますので、今回提案をさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） あの、関連してなんですけれども、この施設の運営について、ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほどの風呂の問題、風呂ということ言われたんで、思い浮かべたんですけれども、この風呂のですね、施設利用受付簿って、風呂の入られる方の受付簿があるわけなんですけれども、これお名前と人数と住所を全部書くようになっておるわけなんですけれども、これはなぜ、風呂に入るんに名前を書かなあかんのですか。今頃個人情報の問題、一番、やっぱり厳しい問題なんや。名前まで書いて風呂へ入らなあかんのですか。それが1点とですね。

それから自販機を、この風呂の前に、その置かれておるわけなんですけれども、これ狭い、その所に自販機置かれてですね、これ外から入る場合には、靴を脱いで、その自販機の所へ行かなあかんわけなんですけれども、手前には休憩所があって、広い所があるんですけれども、これ皆さん不思議に言われるんですけれども、その点と。

もう1点、その女性風呂は、これ今、どんなんですか、昼間は入ったら、景色が全然見えないと。すだれが風呂にかかっているというようなのが現状やないんですか。こちら、どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） まず1点目の風呂に入るのに名前書かなあかんという件ですけれども、色々と、事故等も考慮いたしまして、それで万が一のことあった場合、誰が入っているか分からんという状況でも困ります。そういった形で、まあできましたら書いていただくという形で置いております。それで、どうしても書かんとされる方は、無理に書いていただいております。

それから、自販機ですけれども、自販機の件につきましては、一応風呂へ入った方が、概ね利用される場合が多いんです。それで、あそこにレストランのかわせみというのが入っております、そういった絡みもあって、今まで、あまり目立たん所に自販機を設置されておるような状況でございます。それで、外にも自販機は置いておりません。

それから、女性風呂すだれですけれども、前々から、男性の方も女性の方もすだれはしておったんですけれども、ちょっと今回、ちょっとした事件がありまして、それで、まあ、ちょっとすだれを厳重にしたというような状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） そのまあ、受付簿ですね、名前書いても書かなくてもいいということなんですけれども、これまあ、受付に置いておるわけですからね、書かん人はええわけなんですけれども、入っておる人の、その誰が入っておるかというようなことも明確に分かるわけですよ。だから、お年寄りの方が多いということでされとんか、それとも、一般の方が、この風呂を使用されるんでね、風呂屋へ行って名前書くような所、今まで全然今まで聞いたことないんですけどね。それで、こういう施設でも、名前を書かれておる所は全然ないです。それが1点と。

先ほど言いました、自販機、これ以外にも自販機が全然ないんですよ。なお且つ、スポーツしてですね、その自販機が使用したいなということで行ってもですね、その全然、休憩所がないと。風呂の、その狭い所へ行ってですね、脱衣所の狭い所へ行って、そして、その、この自販機の所へ行くわけですから、靴抜いて入っていくわけですから、もっと言えば、こっちの手前ですね、そういう休憩室に置いたらええと思うんですけども、そのかわせみとの、何か、今、関係があるというようなことを言われたんですけども、そこらもういっぺんお聞きしたいんですけど。

それと、このすだれをして事件があったというのは、これどういうことですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

健康課長（井村 均君） 自販機の件につきましては、そういった絡みもあるという話を聞いておる状況で、その外に設置したらいいんかどうか、その辺につきましても、そのかわせみの方につきましても、前、ほとんどデイサービスの関係ですね、日頃の収入は。後は、ひまわり祭り、ああいう関係でも、やっぱり収入のことも、やっぱり入っていただいております以上、町の方も考えていかなければならないと思います。

それから、事件と言いましても、大した、大したという言い方は悪いんですけども、ちょっとスポーツをされていた子どもさんが、スポーツが終わって、そのかくれんぼをしておったそうです。その時に、たまたま女風呂の所で覗いたんかどうか、私は確認しておりませんので、分かりませんが、その入っておられた方と目が合ったというような状況で、こういうことがあってはあかんというようなことで、ちょっと蓋を、見にくいようにさしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

8番（井上洋文君） あんまりも言いませんので、改造できるんだったら、またそこらを3点の件検討願います。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） あの、最終的な対策につきましては、夏場に大きなすだれいうんですか。立てかける。あれを至急取り寄せようと思うたんですけども、今、季節外れで、全然、取り寄せできんということで、あれが手に入り次第、ちょっと前と同じような形で明かりも入るような形でやりたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 今回の、この措置によってかわせみが今入っておることにつきまして、何か、変わってくるようなことがあるんですか。その条件的とか、今、かさせみのことについて出ましたけれど。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） かわせみにつきましては、もう当初から、そういった契約で金額が決まっておりますので、変わらないんです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 先ほど、指定管理者にするかどうかについてお尋ねしたところ、町長は、まあ、そのしても、特に、その問題はないと。町のこれまでの様々な、あそこを拠点にしてひまわり祭りであるとか、旧町の場合、いわゆるシンボリックな施設でありましたから、それが合併に伴って、その町が佐用町ということになったので、その施設の運営について、指定管理者が適切だと判断されたのかもしれませんけれども、重要な交流拠点の施設として設備が様々な形でできておりますので、その実態として社協があるから、その指定管理者にして特に問題がないようにおっしゃいましたけれども、その点、問題がないのなら、なぜ直営がいけないのか、その点の説明を、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 問題がないし、社協が、そういう形で、今後合併後のですね、新しい社協の活動の拠点としてですね、あそこをもっと活用できるような、社協のある意味で

は、自由な裁量の中でもやっていただけるようなね、メリットが出てくるのではないかと。だから、指定管理者制度の方が妥当であろうというふうにお話をさせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 町として、いろんな事業することについては、絶対支障ないんですね。その点を危惧しているんです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう点は支障がないですから、大丈夫ですというお話をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔平岡君「よくないですけど・・・」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

18 番（平岡きぬ糸君） 動議を出したいんですけれど、この施設の指定管理者制度にすることについては、即決ではなくって、所管の委員会付託をして十分に審議をして考えて欲しいと思うんですけれど、お願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 賛成者がおりますので、先ほどの平岡きぬ糸君の委員会付託の動議が成立をいたしました。

ここでお諮りをしたいと思います。

本案件につきましては、総務常任委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数でありますので、本動議は否決されました。

質疑がもしあれば受けたいと思います。

あっ、質疑は終結しましたので、申し訳ない。質疑終結いたしました。

これより、討論に入りますが、討論ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） では、反対の討論をさせていただきます。

この本施設の指定管理者制度への移行は、いわゆる営利企業が参入し、公の施設としての公共性が損なわれるというのは、確かに考えにくい問題ではあります。しかし、この施設が果たしている役割からして、例えば、ひまわり祭りなど町事業のスムーズな運営や町民の交流拠点施設という面から判断すれば指定管理者制度にあえて移行しなければならないということにはなりません。むしろ、町が直営で直営で運営すべき施設であると考えられます。この間、18年の9月に直営か指定管理か、どちらかの選択というのでしたわけですけれども、当然、私達は、あの時点では、これは直営の施設だというふうに思っておりました。確かに、社協の合併後が1年後という事情がありますけれども、その事情を加味したとしてもですね、単なる社協の事務所ということじゃなくって、町行政の全体の交流拠点施設という立場からすれば、やはり町が責任を持つべき施設であることを指摘し反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 22 号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23 . 議案第 23 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 23 に入ります。

議案第 23 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 23 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 15 年度より上上月住宅、上上月住宅が建替建設され、3 期にわたって予定全ての住宅が平成 17 年度下期に完成をいたしました。建設と併行して昭和 44 年・45 年度に建設されておりました住宅を順次除却しておりましたが、全ての除却が平成 18 年度に完了いたしましたので、この度、佐用町営住宅条例第 3 条第 2 項の別表から削除し、合計戸数 150 を 137 とするものでございます。ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案について質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第 23 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24 . 議案第 24 号 佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 24、議案第 24 号、佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 24 号、佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。
今回の改正は、現行の条例の文言では手数料となっており、今回、指定管理者制度に適用した条例とするため、この文言を利用料金に改めようとするものであります。
条例内容は、第 6 条第 3 項、第 9 条中の手数料とあるのを利用料金に、別表では手数料を削除するものでございます。
ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 24 号、佐用町土づくりセンター条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 25 . 議案第 25 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 25 に入ります。

議案第 25 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今、上程いただきました議案第 25 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

農林水産省の定例検査において、県内の細目書提出期限が共済責任開始時期の遅いものに合わせて、規定されていましたが、すべての農家の加入申込が共済責任期間の開始前までに設定するように指導があった為、6 月 20 日を 5 月 15 日に変更するものであります。

それに伴い、水稻共済の掛金の払込期限を 2 ヶ月以内に設定する必要になった為、8 月 15 日を 7 月 15 日に変更をいたします。

また、水稻共済において、品目横断的経営安定対策の導入により、同対策の収入減少影響緩和対策については、農済制度の最高補償割合 9 割までは補填されるものとみなしている為、全相殺補償方式を条例化する必要が生じ、今回、整備するものでございます。

また大豆共済において、農業災害補償法施行規則第 33 条の 19 の 2 の一部改正が行われ、大豆の共済掛金の納付期限の延長が認められたため、共済掛金の金額が確定できる時期まで払い込み期限を延長することとし、納付期限を 6 月 30 日から 7 月 31 日に変更するものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 25 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 26 . 議案第 26 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 26 に入ります。

議案第 26 号、西、ああ、失礼。佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 26 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

兵庫県の指定管理を受け、施設の管理業務を行っております、「家族用ロッジ」の利用については、午前 10 時のチェックアウト時間を遅く出来ないか、昼間の使用など、以前から宿泊以外での利用要望が多く出ておりました。今般、県条例の改正により、現在の宿泊料金に加え、休憩料金の設定が行われることになりました。金額は、1 室当たり 3 時間未満の利用で 1,700 円、3 時間以上では 2,300 円となっております。これを受け、本町関係条例の改正を行うものであります。

なお、公園内の町立グループ用ロッジについては、既に休憩利用を実施しており、今回の措置で施設間の均衡が図られ、今後の利用促進につながるものと思っております。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案についても、本日即決といたします。

これより本案について質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） この宿泊の場合の時間ですね、何時から何時までかということと。

1 室 1 泊ということでございますんで、3 人泊まっても 10 人泊まっても一緒という解釈でいくわけですね、そこらへんだけ、ちょっと説明お願いします。

議長（西岡 正君） はい、説明願います。

〔天文台業務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、天文台業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君）　ただ今のご質問ですけれども、宿泊の時間と言いますか、県の条例の方にも定めがございまして、午後４時から翌日の午前１０時までが宿泊ということになっております。で、それ以外の時間帯につきましては、利用することができないという解釈でございます。それから１室の宿泊人員につきましては、旅館業法の適用を受けておりますので、定員が定まっております。家族用、宿泊棟、家族、通称家族用ロッジにつきましては、１室５名ということになっておりますので、３歳未満の方は除いておりますけれども、それ以上になりますと、６名になりますれば、これは２室で申請していただくなければいけないということで、そのあたりは、きちんと運用をしております。以上です。

議長（西岡　正君）　はい、よろしいですか。はい、他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡　正君）　ないようですから、討論を省略いたします。ああ、終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第２６号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

議長（西岡　正君）　挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 27 . 日程第 28 ないし日程第 38 について

- 日程第 28. 議案第 27 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
日程第 29. 議案第 28 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 30. 議案第 29 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 31. 議案第 30 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 32. 議案第 31 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 33. 議案第 32 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 34. 議案第 33 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 35. 議案第 34 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 36. 議案第 35 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 37. 議案第 36 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の

提出について

日程第 38. 議案第 37 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 27 に入ります。

議案第 27 号、平成、失礼。27 号から、28 からやね。

日程 28 ないし日程 38 については一括議題としたいと思います。

議案第 27 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について。

議案第 28 号、平成 19 年度国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 29 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 30 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 31 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 32 号、平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 33 号、平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 34 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 35 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 36 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 37 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 27 号から議案第 37 号につきまして、補正予算、19 年度補正予算の提案のご説明を申し上げます。

かなり長くなりますけれども、しばらくよろしく申し上げます。

それでは、議案第 27 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算第 5 号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,069 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 9,163 万 7,000 円に改めるものでございます。歳入から申し上げます。

町税は、滞納整理等精算見込によりまして 5,547 万 2,000 円を増額。県民緑税交付金は、県民緑税賦課に係ります電算システム改修経費 131 万 5,000 円、新規計上をいたしました。

分担金及び負担金 1,219 万 3,000 円は、精算見込によりまして分担金を 1,045 万 5,000 円減額、負担金 173 万 8,000 円減額につきましては、外出支援関係経費 175 万円の減額が主なものでございます。

使用料及び手数料も精算見込によりまして 136 万 6,000 円増額いたしております。

国庫支出金につきましても精算見込みにより 1,415 万 7,000 円増額いたしております。国庫負担金の主なものは、上月小学校体育館に係ります経費 162 万円を増額、国庫補助金関係では、上月地域の公団整備及び消防防災等設備整備費で、タンク付消防ポンプ自動車購入予定をしておりましたが、国庫補助不採択となりましたので減額をいたしました。民生費国庫補助金関係では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 1,500 万円は、岡尾医院に係ります交付金、また高齢者医療制度円滑導入事業補助金は、電算システム改修経費分でございます。教育費国庫補助金の安心安全な学校づくり交付金は、上月小学校体育館に係ります交付金などでございます。

次に、県支出金 5,473 万 7 千円の主なものは、自治振興事業 9 事業関係で 2,760 万円を増額計上、また災害復旧関連経費 5,438 万 4,000 円を増額、その他事業関係経費は精算見込により整理いたしております。

財産収入の財産貸付収入は、また利子及び配当金は、基金から生じます利子分を整理をいたしております。不動産売払収入は、口長谷・米田、法定外公共物売払で 626 万 8,000 円を計上いたしております。

寄附金は、国庫補助率アップにより、受益者負担率の減によりまして 129 万 9,000 円を減額いたしております。

繰入金は、介護保険特別会計事業費等の精算見込によりまして 167 万 1,000 円減額いたしております。

諸収入では 562 万 3,000 円を増額、延滞金 520 万円、町預金利子 193 万 5,000 円を増額し、諸収入の雑入関係は、精算見込によりまして整理をいたしております。

町債の主なものは、農林水産業債で自治振興事業貸付分 850 万円を増額。消防債は、タンク付消防ポンプ車の国庫補助不採択となりましたので 3,510 万円を減額いたしております。教育債は、精算見込みにより上月体育館分を 2,760 万円減額。災害復旧債も精算見込によりまして 1,020 万円減額いたしております。借換債は、金融公庫融資の利率 6.7 パーセント未満に係る借換が平成 20 年度になりました関係で 2,274 万 4,000 円を減額いたしております。

次に、歳出であります歳入同様、精算見込によりまして整理いたしておりますので、主なものにつきましてご説明を申し上げます。

議会費は、精算見込みにより 178 万 4,000 円を減額。

総務費は 3,283 万 6,000 円減額、合併体制整備事業費 472 万 5,000 円の減額は、上月地域の公団整備関係経費、自治振興費の負担金及び交付金でコミュニティ広場設置事業は、宗行自治会への補助 23 万円を計上、精算見込によりまして整理いたしております。

民生費は 1,999 万 4,000 円の減額、主なものは、高齢者福祉費の負担金補助及び交付金で岡尾医院に係ります地域介護・福祉空間整備等整備費補助金 1,500 万円を計上、後期高齢者医療費で電算システム開発委託料 270 万円を計上、老人福祉センター運営費は、工事請負費 2,100 万円減額いたしております。その他、特別会計繰出金など精算見込により整理いたしております。

衛生費は 6,853 万 1,000 円の減額、主なものは、簡易水道事業特別会計繰出金など事業の精算見込により整理いたしております。

次に、農林水産業費は 1,007 万 1,000 円の減額、主なものは、林業費、林業振興費の負担金補助及び交付金で、風倒木対策関連経費 4,743 万 7,000 円を増額し、その他、精算見込により整理いたしております。

商工費は、予算総額に増減はありませんが、財源内訳を変更をいたしております。

次に、土木費では 3,729 万 6,000 円の減額、主なものは、下水道費の特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金を 3,270 万 7,000 円を減額いたしております。

消防費では 5,336 万円の減額、主なものは、常備消防費の備品購入費でタンク付消防ポンプ自動車購入予定でありましたが、国庫補助不採択によりまして 4,941 万 7,000 円を減額いたしました。

次に、教育費では 3,415 万 5,000 円の減額、主なものは、上月小学校体育館施設整備の精算見込により小学校施設整備費 1,234 万 1,000 円減額いたしております。

災害復旧費では 530 万 1,000 円増額、主なものは、現年災害復旧費の工事請負費 428 万 2,000 円の増額は、林道災害変更認可によるものでございます。

公債費では 5,743 万 2,000 円の減額、主なものは、金融公庫融資に係ります年利率 6.7 パーセント未満の繰上償還分が平成 20 年度になりました関係で 2,269 万 3,000 円減額、利子につきましても精算見込により整理いたしております。

諸支出金では 3 億 5,085 万 4,000 円を増額、基金費で財政調整基金に 3 億 5,075 万 6,000 円積立てることといたしております。その他、基金から生じます利子等を整理いたしました。

次に、予算説明書、第 2 条、繰越明許費の補正につきましては、4 ページ第 2 表、繰越明許費補正総務費で、姫新線高速化事業経費 5,297 万 3,000 円を。民生費は、地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金 1,500 万円を。農林水産業費は、中山間地域総合整備事業経費 2,727 万円を。災害復旧費は、農林水産施設、現年災害復旧事業経費 1,523 万 2,000 円。また過年災害復旧事業経費 680 万円を平成 19 年度から平成 20 年度に繰越すものでございます。

第 3 条 地方債の補正につきましては、5 ページの第 3 表地方債補正内訳をご覧くださいと存じます。

以上、佐用町一般会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

次に、議案第 28 号、国民保険特別会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 4,704 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 1,115 万 8,000 円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金の療養給付費等負担金で、療養給付等負担金で、療養給付費分については 837 万 8,000 円の増となりましたが、老人保健拠出金分で 3,206 万 2,000 円の減となり差引 2,368 万 4,000 円の減となります。高額医療費共同事業負担金においても 50 万 8,000 円の減となります。財政調整交付金は特別調整交付金として、国保システム委託補助として 94 万 5,000 円の増でございます。療養給付費交付金では退職者医療交付金として 1,377 万円の増となります。共同事業交付金は高額医療費共同事業交付金 351 万 9,000 円が減となりますが、保険財政共同安定化事業交付金で 3,605 万 2,000 円の増であります。財産収入 35 万 8,000 円は準備基金利子分でございます。繰入金において、2,370 万 1,000 円を準備基金により繰入をいたします。諸収入では、延滞金 95 万 2,000 円を見込んでおります。

歳出では、総務費で国保システム開発委託料 106 万 6,000 円を計上しております。保険給付費では、療養給付費で一般被保険者分 2,100 万円、退職被保険者分 2,800 万円、計 4,900 万円を増額いたします。葬祭費では、20 人分 50 万円の増となります。共同事業拠出金は額医療費拠出金で 230 万 5,000 円の減、保険財政共同安定化事業拠出金でも 157 万 8,000 円の減となります。基金積立金は準備基金の利子分 35 万 9,000 円を積立てるものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についての説明を申し上げます。

次に、議案第 29 号、佐用町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）についての提案のご説明を申し上げます。本予算の歳入歳出予算に 200 万円を追加し、総額を 34 億 9,212 万

9,000 円とするものであります。今回の補正予算では、歳出において医療費のうち、現物給付費で 200 万円の不足が見込まれるため対応するもので、歳入では、支払基金交付金において 100 万円を、国庫負担金で 66 万 6,000 円を、県支出金で 16 万 6,000 円を、また一般会計からの繰入金で 16 万 8,000 円を追加しようとするものでございます。

以上、簡単ではありますが、老人保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして議案第 30 号、平成 19 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出それぞれ 4,920 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 16 億 7,455 万円とし、サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ 12 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 826 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

保険料では 68 万 7,000 円を減額。国庫支出金では、介護給付費負担金を 788 万 5,000 円、調整交付金 10 万 4,000 円、地域支援事業交付金 284 万 4,000 円それぞれ減額、制度改正に伴うシステム改修費補助金 60 万円を増額いたしております。支払基金交付金では介護給付費交付金 1,396 万円、地域支援事業支援交付金 151 万円をそれぞれ減額、県支出金では介護給付費負担金 675 万 1,000 円、地域支援事業交付金 141 万 7,000 円をそれぞれ減額しております。財産収入では介護保険給付費準備基金預金利子 14 万 2,000 円を増額。繰入金では、一般会計繰入金のうち介護給付費繰入金 562 万 8,000 円、地域支援事業繰入金 134 万 6,000 円をそれぞれ減額、職員給与等その他繰入金 118 万 2,000 円増額、介護給付費準備基金繰入金を 1,160 万 7,000 円減額しております。諸収入では朝陽ヶ丘荘に関する介護給付費返還金 250 万 2,139 円など総額 260 万 6,000 円を増額いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費で主なものは、介護システム改修委託料 241 万 5,000 円の増額。認定審査会委員報酬 30 万円、運営委員会委員報酬 18 万 9,000 円をそれぞれ減額いたしております。保険給付費では介護サービス等諸費を 3,965 万円、支援サービス等諸費を 249 万円などをそれぞれ減額、地域支援事業費では、介護予防事業費を 483 万 8,000 円、包括的支援事業費を 101 万 1,000 円、任意事業費を 112 万円それぞれ減額いたしております。

次にサービス事業勘定の歳入についてご説明をいたします。

介護給付費収入では、居宅介護サービス計画費収入を 12 万円減額しております。

歳出につきましては、サービス事業費では新予防給付ケアマネジメント委託料を 155 万 1,000 円増額、諸支出金では一般会計繰出金を 167 万 1,000 円減額いたしております。

以上が介護保険特別会計補正予算の概略の説明でございます。

次に、議案第 31 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての提案の理由を申し上げます。

1 条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,834 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 3,604 万 7,000 円といたしました。

第 2 条繰越明許費の補正については、真盛・長尾配水池内部防水工事について、内部防水工法の検討、専門業者等の選定に日数を要したこと、また内部防水塗装適期である 4 月から 5 月に行うことにより、耐久性と防水効果を図る上から第 2 表により繰越明許費の補正をお願いするものであります。

第 3 条の地方債の補正については、借換債の限度額の調整を行うものであります。

次に、事項別明細について、歳入より説明をいたします。

分担金及び負担金については、加入者増による加入負担金 325 万円を追加し、工事負担金を 467 万円減額いたしました。また、にしはりま環境事務組合負担金 100 万円を、工事

費の減少により減額いたしました。水道使用料においては、給水戸数の減少、また休止家庭の増加により、決算状況を勘案し、1,450 万円減額をいたしております。国庫補助金においては、中央監視制御システム整備事業の補助金確定により、275 万円減額をいたしました。繰入金については、財源調整により、一般会計繰入金 1,864 万 8,000 円減額いたしました。雑入においては、水道管移設補償費 187 万 7,000 円を減額いたしております。町債においては、中央監視制御システム整備事業の充当財源である簡水債を 860 万円減額し、昭和 55 年度から 59 年度まで借入の借換債限度額の調整として、18 万 4,000 円を減額いたしました。

次に歳出の説明をいたします。

一般管理費において、消費税を 200 万円減額をいたしました。現場管理費においては、需用費において、電気料を 30 万円追加し、医薬材料費 220 万円減額をいたしました。役務費においては、電話料の 40 万円減額、委託料においては、雨水管渠工事に伴う移設工事設計業務 50 万円、排泥槽清掃委託費 300 万円、浄水機管理料 90 万円及びメーター交換委託費 40 万円をそれぞれ減額をいたしております。工事請負費においては、配水池内部防水塗装工事費等 1,200 万円を減額いたしました。原材料費において、水道資材費 80 万円を減額いたしました。建設改良費では、国庫補助金内示に伴い、中央監視システム設計管理委託料 685 万円、工事請負費 1,790 万円それぞれ減額いたしております。公債費では、元金において、財源内訳の変更を、利子においては、長期債償還利子 167 万 6,000 円を減額をいたしております。

以上で、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)でございます。

次に、議案第 32 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業補正予算(第 3 号)についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5,533 万 1,000 円を減額し、予算総額を 10 億 4,665 万 2,000 円と定めています。

まず、歳入では、分担金及び負担金で、新規加入増に伴う、加入負担金 241 万 4,000 円と、使用者増に伴う、使用料 450 万円を追加し、下水道事業費の減に伴う、国庫補助金 1,020 万円、下水道事業債を 1,940 万円と、維持管理経費等の節減に伴う、一般会計繰入金、3,270 万 7,000 円を減額しております。

次に歳出では、現場管理費において、電気代等の維持管理費の節約及び浄化センターの委託料の契約減で、2,415 万円を減額し、建設改良費では、入札減等で、工事請負費を 2,380 万円、水道移設補償費 187 万 7,000 円を減額いたしております。公債費では、償還利子を 433 万 3,000 円減額しております。

第 2 条では、繰越明許費として、1 億 1,400 万円を計上いたしております。内容は、異常通報等中央監視装置増設工事及び佐用雨水排水工事を未契約繰越の手続きにより、20 年度において、実施するものでございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計の補正予算第 3 号の説明とさせていただきます。

次に、議案第 33 号、佐用町生活排水処理特別会計補正予算第 2 号についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、786 万円を減額し、予算総額を 3 億 9,002 万 3,000 円と定めています。

まず、歳入では、分担金及び負担金で、新規加入見込み減等に伴う、加入負担金 125 万円、歳出の減に伴う、一般会計繰入金 661 万円を減額をしております。

次に、歳出では、浄化槽管理費において、消費税等の減額で 300 万 8,000 円、現場管理費では、浄化センターの委託料の契約減等で 385 万円、公債費は、償還金利子 94 万 8,000

円をそれぞれ減額をいたしております。

以上、生活排水処理特別会計補正予算第2号の説明といたします。

引き続き議案第34号、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算(第3号)のご説明を申し上げます。

今回の補正は、施設利用料の追加補正と予算調整をし、19年度の公園運営管理の充実を図ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ26万1,000円を加え、歳入歳出予算の総額を2億2,541万4,000円といたしております。

まず、歳入では、宿泊者の増加に伴う使用料で154万6,000円、シーツ使用料などの雑入で6万5,000円、財政基金利子で9万1,000円の追加額であります。なお県からの指定管理料は、一部経費の削減があり144万1,000円の減額をしております。

一方、歳出におきましては、社会教育総務費の報酬、給料、賃金、職員手当等の減額90万円、グループロッジ運営費の修繕等による73万5,000円の追加額、天文台公園運営費の天文関係保守委託計画変更により、584万3,000円、普通旅費等で340万7,000円をそれぞれ減額調整し、園内整備工事の追加額として、アスレチック修繕工事で323万2,000円、天文台関係3件の工事他として187万8,000円であります。備品購入費につきましては、2メートル望遠鏡関係備品他として419万1,000円の追加額であります。財政基金費積立は、9万2,000円の追加額といたしております。

以上で、平成19年度西はりま天文台公園特別会計補正予算(第3号)の概要とさせていただきます。

次に、議案第35号、平成19年度歯科保健特別会計補正予算(第2号)についてのご説明を申し上げます。

今回、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ457万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,565万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入よりご説明をいたします。

診療収入を382万3,000円減額し、財産収入を3,000円増額し、諸収入を75万3,000円減額するものでございます。

続いて、歳出をご説明いたします。

総務費のうち一般管理費では、歯科医師報酬、歯科衛生士賃金等の不用額353万5,000円を減額し、歯科保健センター基金費では、基金積立金3,000円を増額、医業費では、需用費、委託料等の不用額104万1,000円を減額するものであります。

以上、簡単ではありますが歯科保健特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、上程いただきました議案第36号、佐用町農業共済事業特別会計補正予算についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の収入支出予算の総額に収入支出それぞれ161万6,000円を増額して収入支出予算の総額を収入支出それぞれ1億654万円とするものでございます。

内容といたしましては家畜共済勘定では引受頭数の増加及び肥育子牛の死廃事故が多かったため270万円の増額をいたしております。

業務勘定におきましては、精算見込みによりまして108万4,000円の減額となっております。

以上、簡単ではありますが農業共済事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

最後に、議案第37号、平成19年度佐用町水道事業会計補正予算(第2号)についてのご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、第2条の収益的収入及び支出では、第1項、営業費用において、配水及び給水費の職員手当不用額18万円を減額し、総係費の報酬は水道水源審議会委員報酬不足額を43万8,000円追加するものであります。第3項の特別損失は不能欠損

処理に伴う過年度損益修正損とその消費税であります。

次に第3条の資本的収入及び支出では収入の部第2項、他会計負担金の消火栓設置一般会計負担金収入を120万2,000円減額し、支出の部、上水道改良事業の消火栓設置工事を120万9,000円減額し、職員手当不足額2万6,000円を増額するものでございます。

第4条の債務負担行為の減額補正は水道施設中央監視制御システム整備事業の平成19年度事業費確定に伴い、2,622万1,000円減額するものであります。

第5条では営業費用の補正の内、職員手当を除く、43万8,000円を増額するものでございます。

第6条の議会の議決を経なければ流用できない経費は職員の給与及び手当で15万4,000円を減額補正するものでございます。

内容の詳細につきましては、補正予算実施計画、補正資金計画、補正収入及び支出見積基礎を添付いたしておりますのでご高覧いただきたいと思います。

以上、議案第27号から議案第37号まで11件、一括して概要の説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 町長の提案による説明は終わりました。

ただ今、議題にいたしております、議案第27号ないし議案第37号につきましては、3月25日の本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思っております、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

ここで暫く休憩をしたいと思います。再開を3時といたします。

午後02時41分 休憩

午後03時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き再開をいたします。休憩前に引き続き審議に入ります。

日程第39・日程第40ないし日程第55について

日程第40．議案第38号 成20年度佐用町一般会計予算案の提出について

日程第41．議案第39号 平成20年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について

日程第42．議案第40号 平成20年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について

日程第43．議案第41号 平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について

日程第44．議案第42号 平成20年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について

日程第45．議案第43号 平成20年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について

日程第46．議案第44号 平成20年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について

日程第47．議案第45号 平成20年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について

日程第48．議案第46号 平成20年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について

日程第49．議案第47号 平成20年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について

て

- 日程第 50 . 議案第 48 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 51 . 議案第 49 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 52 . 議案第 50 号 平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 53 . 議案第 51 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 54 . 議案第 52 号 平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 日程第 55 . 議案第 53 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 39 に入ります。日程 40 ないし日程 55 については一括議題としたいと思えます。

議案第 38 号、平成 20 年度佐用町一般会計予算案の提出について。

議案第 39 号、平成 20 年度国民健康保険特別会計予算案の提出について。

議案第 40 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について。

議案第 41 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。

議案第 42 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。

議案第 43 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。

議案第 44 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 45 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 46 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。

議案第 47 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。

議案第 48 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。

議案第 49 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。

議案第 50 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。

議案第 51 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。

議案第 52 号、平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。

議案第 53 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを議題といたしません。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、提案をいただきました平成 20 年度の佐用町一般会計並びに各特別会計予算案のご審議をお願いするにあたりまして、まず予算編成にあたっての所信の一端から申し述べさせていただきたいと思えます。

沢山の案件内容でありますので、かなりの時間がかかると思いますが、どうぞよろしく願いをいたします。

まず、国の予算等でございますが、政府は、昨年 12 月 4 日「平成 20 年度予算編成の基本方針」を閣議決定するとともに、12 月 19 日に「平成 20 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議了解し、これに基づいて同月 24 日、平成 20 年度予算の概算を閣議決定をされました。このような方針に基づいて編成された平成 20 年度の一般会計予算の規模は、83 兆 613 億円、前年度比 1,525 億円、0.2 パーセント増で一般歳出は、47 兆 2,845 億円、前年度比 3,061 億円、0.7 パーセント増となった予算であります。中でも地方交付税の総額は 15 兆 4,061 億円、前年度比 2,034 億円、1.3 パーセント増となっております。その内容の地方財政については、「平成 20 年度予算編成の基本方針」においては、

地方財政及び地方の自立と再生についてであります。平成 20 年度予算においても、基本方針 2006 及び基本方針 2007 に則り、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわた、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。

また、財政面からも地方が自立できるよう、地方税財政の改革に取り組む。国・地方の財政状況を踏まえつつ国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討をする。また、地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在是正について、具体策を策定し、その格差の縮小を目指す。また、ふるさとに対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け検討をする。

また、地方公共団体においては、地方行革新指針等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組む。そして、地方の元気が日本の元気であり、地方と都市が共に支えあう「共生」の考えに基づき、地方の再生に取り組む。地方の再生に向けた総合的な戦略と連携した地方税財政上の対応として、地方の自主的主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保し、条件不利地域の状況や行革努力も勘案して、重点配分をする。

このような国の方針に基づき、佐用町といたしまして平成 20 年度の予算編成に当って、財政の健全性の確保に留意しつつ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現の為に、高齢社会における福祉施策の維持充実また総合的な少子化対策や子育て支援、最も大事な子ども達の教育など直面している重要課題に取り組むとともに、地球温暖化等環境問題の新たな課題に対処しながら、さまざまな事業を展開しなければなりません。しかしながら財政状況の見通しは非常に厳しく、当面行財政改革を計画的に、そして着実に進めながら、限られた財源の重点配分によって効率的な行政運営を行わなければなりません。

以上の基本的考えに基づき、財源確保が非常に厳しい状況ではありますが、限られた財源で諸施策に渡っての予算編成をいたしたところであります。

平成 18 年度普通会計決算における経常収支比率は 91.6 パーセントとなり前年度 97.9 パーセントに比べて 6.3 ポイント改善しましたが、現状も将来的にも楽観できる状況ではありません。普通交付税歳入決算額 46 億 7,973 万円のうち合併の算定替えの特例による増加額が 8 億 2,372 万円を占め、仮にこの特例加算がなかった場合の経常収支比率は 101.6 パーセントに跳ね上がり、合格点とされる 90 パーセントを切るには 9 億 6,000 万余りの更なる経費削減が必要となります。

普通会計の実質的な規模が約 120 億円の佐用町にとって、この額は容易なことではありません。同決算を元に佐用町の財政見通しを作成し、平成 33 年度までの中期展望を行ったところ、合併直後の 18 年、19 年度におきましては、合併直後の財政的な支援制度と合併効果によって単年度収支で、何とか黒字を見込めるのではないかとというふうに思っておりますけれども、平成 26 年度までは単年度の形式収支が赤字という厳しいものとなっております。集中改革プランに基づく職員数の純減、物件費・補助費等の抑制を前提としても、好転の兆しが見えるのは平成 27 年度以降となります。人件費に次いで大きなウエイトを占める公債費は、平成 23 年度に 20 億円を超え、ピークを迎え、以降逡減をいたしますが、合併前の水準である 17 億円台となるのは平成 28 年度となる見込みであり、公債費負担の適正化を図る必要があります。昨年 6 月 22 日地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。この法律は、決算における財政健全化判断比率、4 指標、その 実質赤字比率。 番目に連結実質赤字比率。 番目に実質公債費比率。 つ目に将来負担比率を公表し、このうちのいずれか 1 つでも一定基準を超えれば財政健全化計画を、さらに悪化すれば財政再生計画を策定することが義務義務付けられております。

北海道夕張市に適用された地方財政再建促進特別措置法の下では、いきなり国の関与が強い財政再建計画を作らなければなりません。新法では2段階に分け、地方公共団体の自主的な早期是正機能を果たすことを求められています。

4指標は平成20年度、平成19年度決算から公表することとなっておりますが、新法の本格的な施行が平成21年度からとなっておりますのは、各地方公共団体がこの法律を念頭に平成20年度予算編成に当たることができるよう国が配慮したためであります。平成20年度予算編成については、以上のような情勢を踏まえつつ、事業の必要性、効果等について十分検討の上、真に住民の視点に立った施策に反映させるよう職員に指示をいたしたところであります。

また、兵庫県の新行革プランへの対応といたしまして、昨年11月に公表された兵庫県の新行財政構造改革推進方策企画部会案新行革プランによりますと、平成20年度から直ちに実施される項目が多く、佐用町が受ける影響は大きい為に、情報収集に努め、的確な対応を取ること、対応をとらなければなりません。

歳出全般につきましては、財政健全化法の趣旨を職員全員が十分認識し、歳出全般にわたる徹底した見直しと予算配分の重点化・効率化を行うこと。現下の情勢から、予算見積額が前年度予算額を上回ることがないようにすること。

3つ目に投資的経費、公債費負担の適正化につきましては、一般会計での起債上限額を平成19年度元金償還額17億662万円の90パーセントの15億3,500万円に設定し、公債費負担の適正化を図ること。今後とも財政の健全化に向け、新規起債額は前年度元金償還額の90パーセントを目途とする。後年度負担が膨らむだけの起債には安易に頼ることができないため、合併特例債や過疎債等の地方交付税算入の有利なものを優先的に考えるよう指示をいたしております。

4つ目に、その他の経費につきましては、光熱費の単価が上昇しているところではありますが、歳入増が望めない現状であり、光熱費自体の削減を盛り込んだ見積もりを行い、経常的経費が前年度予算額を上回ることがないように努めることを前提とするよう指示をいたしました。地方の自己規律による財政健全化を促すため、新たな再生制度の整備に向けた取り組みを進め、地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針等を踏まえ、より一層積極的に地方行財政改革に取り組むことといたしております。今後さらに町財政が厳しさを増していくなかで、安心して仲良く暮らせる住みよい『まち』を築いていくためには、その厳しさを正しく理解をし、町民みんなで分かち合いながら、一層の努力を続けていかなければなりません。20年度は、昨年度同様、行財政改革を着実に進め、財政の安定化を図りながら、活力ある佐用町の基盤をつくるため、新町建設計画の重要案件に積極的に取り組んでまいり所存でございます。「協働のまちづくり」の理念のもと、地域づくり協議会を中心に、佐用町に住む人々や働く人々が充実した生活を過ごせるように、住民一人ひとりが新しい自分の故郷をつくる意欲に燃え、ご活躍いただきたいと願っております。私も皆様とともに、まちづくりの歩みを更に進めるため、合併効果を町民と行政が一体となって最大のものにするため、第1に地方分権社会にふさわしい組織体制を構築し、町民ニーズ、地域特性、社会経済情勢の変化に応じたまちづくりを主体的に進めていくため、主要事業の策定にあたりましては、将来を展望した長期的視野に立ち、各地域の課題を把握したうえで地域の特性を生かせるような事業を効果的に展開しなければならないと考えております。また新町の一体感の醸成を図るための施策をソフトハード両面から検証して実施しなければなりません。

本年度の計画では、地域づくり協議会の醸成、また自治会要望等の関連事業、町道等の改良舗装などを計画、農林業・商店街の活性化のための後継者支援、平成16年台風による風倒木対策の更なる解決に向けて、町民皆様の協力を得ながら実施してまいります。

第2は急速に進展する少子高齢化社会への対応であります。人口の減少や若年世代の減少は、財政規模の縮小や財政負担の増加など様々な課題をもたらすこととなります。高齢者の生活支援や介護福祉・医療分野にかかる人材や財源の確保、子育てしやすい環境づくり、少子化・若年層流出の抑制などの施策やサービスの展開として、妊婦健康診査の前後期支援や不妊治療補助など医療費の軽減を図ります。また子育て支援と同様に子ども達の教育の充実を目指した佐用保育園の改築またさよう子育て支援センターの建設、全小中学校にAED配備、上月小学校のグラウンド整備及び久崎小学校・三日月小学校プール改修に向けた調査設計を予定いたしております。また多動性障害等の児童等の支援として、スクールアシスタントによる特別支援教育推進、また放課後こども教室などの事業を展開してまいります。

第3は生活圏の拡大への対応と広域的視点に立った施策の推進であります。町民の通勤や買い物などの公共交通の充実のため、JR 姫新線高速化事業、また地方バス等公共交通の維持確保のため、路線バス乗車回数券の販売、さよさよ外出支援などに取組んでまいります。また医師不足による地域医療体制の不安に対処する為、消防救急業務の広域化が現在検討について、広域化について要望をしておりますけれども、その広域化ができるまでの暫定的な措置として、救急車の更新を図るとともに、旧救急車を使った3台体制といたしたいというふうに考えております。

第4は、先ほど述べました財政安定化への取組であります。平成18年度策定の行財政改革推進プランに基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底しつつ、事務事業の仕分け・見直しを行い、危機的な財政状況にあることを職員全員が認識し、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要であり、経常的経費の削減、地方債発行につきましても、合併特例債や過疎債等の地方交付税算入が有利なものを優先的にを行い、後年度負担、将来の負担比率の抑制により経常収支比率の改善を図ることが、課題解決の第一歩と考えております。

平成20年度予算でございますが一般会計並びに14特別会計の予算総額は199億3,559万7,000円、水道事業企業会計の収入額は1億6,853万円、支出額は2億9,344万4,000円となりました。

それでは議案第38号、佐用町一般会計予算案の提出について提案のご説明から申し上げます。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ123億2,237万4,000円といたしております。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

町税につきましては、個人町民税の均等割で住民登録外の不在者に対する家屋敷課税を行うこととし、町税の総額は23億8,248万円前年度比5,974万円2.6パーセント増となっております。

次に、地方譲与税や交付金関係は、前年度の譲与交付見込みなどに基づきまして、暫定税率、地方財政計画等見込み数値を基礎に計上いたしております。なお前年度比率は当初比較の予算の比較で申し上げます。自動車重量譲与税は1.7パーセント減の1億3,080万円、地方道路譲与税は8.2パーセント減の4,460万円を計上いたしております。

利子割交付金は39.1パーセント増の1,780万円。

配当割交付金は75.6パーセント増の1,580万円。

株式譲渡所得割交付金は41.4パーセント減の580万円。

地方消費税交付金は9.5パーセント減の1億8,210万円。

ゴルフ場利用税交付金は17.6パーセント増の7,630万円。

自動車取得税交付金は31.3パーセント減の9,420万円。

地方特例交付金は、減収補てん特例交付金が新設されたことに伴いまして、68.5パーセ

ント増の1,500万円。特別交付金は、68.9パーセント減の245万7,000円。

地方交付税では、自主的主体的な地域活性化施策に必要な歳出の特別枠、地方再生対策費の創設により、9.8パーセント増の53億5,791万6,000円を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金は500万円を見込んでおります。

分担金及び負担金は1億7,264万9,000円、主なものは、中山間地域総合整備事業の農道、獣害防止柵事業などの関係経費分担金や児童福祉施設負担金、老人保護措置費施設費負担金や外出支援サービス利用負担、にしはりま環境事務組合の負担金などがございます。

使用料及び手数料は2億8,792万1,000円、主な使用料は、福祉施設関係使用料、キャンプ場使用料及び町営住宅使用料や町民プール使用料、手数料関係では戸籍手数料、し尿処理手数料やごみ処理手数料などがございます。

国庫支出金は2億4,882万8,000円、児童手当関係の国庫負担金、障害者支援費負担金また国庫補助金関係では、子育て支援センター建設に係ります次世代育成支援対策交付金、円応寺橋橋梁の地方道路整備事業、また上月小学校グラウンド整備事業等の補助金などが主なものでございます。

県支出金は7億7,545万2,000円で、県負担金関係では、児童手当負担金、軽減保険税負担金や障害者福祉費負担金、補助金関係は、民生費では、医療費関係の補助金、障害者自立支援特別対策事業として、文化情報センターにオストメイトトイレ、図書館点字印刷機購入補助など、農林水産業費関係では、中山間地域総合整備事業補助金や大塚池に係ります、ため池等整備事業助成、民有林林道開設事業補助金、また緊急防災林整備事業補助金。農林水産施設災害復旧費補助金は、風倒木対策事業経費1,160万1,000円を計上。県委託金関係では、県民税徴収事務委託金のうち税源移譲に伴う所得変動による経過措置、還付分2,666万6,000円を計上、県営地籍調査事業委託金などが主なものでございます。

財産収入1億1,905万7,000円の主なものは、財産貸付収入では、雇用促進住宅駐車場、旧桂隆山荘や旧特別養護老人ホームなどの貸付、また利子及び配当金は基金から生じます利子分を計上し、土地開発基金運用収入は長谷の盛土場に係ります土地賃貸料。不動産売払収入は、三日月駅周辺整備に係ります用地や山王住宅周辺用地などの売払収入分を計上いたしております。

寄附金は、320万1,000円で、土地改良事業分320万円が主なものでございます。

繰入金は6億2,507万7,000円で、財政調整基金5億7,900万円の繰入、地域活性化事業基金は、ゆう・あい・いしいのトイレ設置経費、公共施設整備基金は、農道舗装単独事業分に係ります経費4,000万円を繰入るものでございます。

繰越金1,000万円は名目、1,000円は名目予算。

諸収入1億8,293万5,000円。延滞金加算金及び過料は300万円、町預金利子は350万円。受託事業収入は、他市町から町立保育園へ受け入れます民生受託事業収入、また公団造林受託事業収入は、未廣・三日月地域の下刈、補植・間伐関係で、土木費受託事業収入は円応寺橋梁改良事業県負担分であります。貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付金などの貸付金元利収入391万4,000円。雑入は1億3,850万8,000円を計上いたしております。

町債総額は15億7,700万円で、総務債は4億9,680万円で、その内臨時財政対策債4億1,200万円、また姫新線高速化事業債、合併特例事業債8,480万円を計上。民生債は5億480万円で、佐用保育園の園舎・子育て支援センターの児童福祉施設整備事業債を計上。農林水産業債4,450万円で、県営ため池整備事業債1,920万円。また三日月本郷線林道開設事業債2,130万円、風倒木対策事業債400万円を計上。土木債2億7,610万円のうち道路新設改良事業債2億7,030万円は、過疎対策事業債で、大畑線外2路線、合併特例事業債で、小山安川線、円応寺橋梁や町道改良分を計上、また坊・弦谷・須山地域の急傾斜地

崩壊対策事業債 580 万円。消防債 7,670 万円は、タンク付消防ポンプ自動車・救急車輛購入に係ります事業債などがございます。教育債 4,420 万円は、上月小学校グラウンド整備、また久崎・三日月小学校プール設計などに係る合併特例事業債。借換債 1 億 3,390 万円は、年利率 5 パーセント以上 7 パーセント未満の償還分に係る借入分でございます。借換債を除きますと、新たな起債につきましては、14 億 4,310 万円で目標数値 15 億 3,500 万円以下となっております。

次に歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

議会費は 1 億 4,138 万 3,000 円を計上いたしております。議員報酬及び職員給料等に係る経費が主なものでございます。

総務費は 16 億 725 万 1,000 円で、財産管理費では、徳久駅前倉庫解体経費や各公共施設光ファイバー引き込み等の工事費 700 万円を計上。企画費では、路線バス利用促進、公共バス路線を存続のための、路線バス回数券購入経費 450 万円、JR 姫新線電化促進期成会負担金 9,087 万 5,000 円の関係経費、播磨高原広域事務組合負担金の内こぶし苑の企業庁借入に係る経費を平成 19 年度から平成 21 年度まで 3 年間で支払うため、本年度は 2,553 万 7,000 円を計上いたしております。まちづくり振興費では、合併後の佐用町の均衡ある発展と活力溢れる「住民と行政の協働による自立したまちづくり」を推進する地域づくり協議会等の活動助成、関係経費 1,882 万 3,000 円を計上。情報通信施設費は、2 カ年度にわたり実施してまいりました光ファイバー網の整備により、本年度からは、地域番組制作経費などを計上いたしております。徴税费関係では、賦課徴収費の町税過誤納還付金で、税源移譲に係る所得変動分を 4,000 万円計上いたしております。選挙費では、農業委員会委員選挙関係経費を計上。統計調査費では、指定統計費で土地・工業統計調査等の関係経費を計上いたしております。

次に、民生費は 30 億 5,833 万 6,000 円で、高齢者福祉費では、外出支援サービス事業経費、また敬老会は、本年、町主催となります関係経費を計上、後期高齢者医療費関係経費 3 億 7,524 万円を計上いたしております。障害者福祉費で、重度障害者(児)医療費関係などの扶助費を 3 億 6,687 万 2,000 円計上。児童福祉費、児童福祉総務費では、乳幼児医療費制度の小学校終了までの経費 4,250 万円を計上、また児童措置費では、児童手当 1 億 3,975 万円を計上いたしております。保育園費は 12 園、園児数 480 数名にかかる経費。児童福祉施設整備費は、佐用保育園建設また子育て支援センター建設経費 5 億 3,309 万 8,000 円を計上いたしております。

次に、衛生費は 11 億 4,411 万 5,000 円で、予防費では、麻疹・風疹混合予防接種を中学 1 年から高校 3 年を対象に実施することといたしております経費。母子衛生費では、昨年同様に妊婦健康診査の前期後期、少子化対策として町単独事業不妊治療支援補助金を計上いたしております。清掃費では、にしはりま環境事務組合負担金 3,677 万 1,000 円が主なものであります。塵芥処理費またし尿処理費を合わせた修繕費は 7,350 万円を計上いたしております。下水道費は、さわやか協議会負担金、合併処理浄化槽設置整備事業の補助金などが主なものでございます。

次に、農林水産業費は 10 億 2,603 万 1,000 円で、農業振興費では、農作物特産定着化対策補助金及び中山間地域等直接支払推進事業補助金などが主なものであります。農地費では、枇杷ノ谷川用水整備事業、県営ため池事業負担金関係は、大畠菖蒲谷新池・淀観音寺池及び東徳久阿賀屋池事業の経費でございます。また東徳久農道舗装、江川川風船ダム事業負担金も計上いたしております。新規事業といたしまして、団体営ため池整備事業費として、福沢地内の大塚池改修経費を 5,150 万円を計上いたしました。中山間地域総合整備事業費では、佐用地区農道舗装事業経費や獣害防止柵事業経費などを計上、また山村振興対策事業費におきましても、南光地域・三日月地域等の獣害防止柵事業経費を計上いた

しております。基盤整備促進事業費は、大坪地区ほ場整備事業の最終年度、補完工事等関係経費を計上。地籍調査事業費は、山田地区・宗行地区ほか 10 地区の地籍調査関係費 2 億 3,059 万 1,000 円を計上いたしております。林業費、林業総務費といたしまして、川崎・平松外 9 団地の機能増進 16.2 ヘクタール、間伐 2.6 ヘクタール・枝打 2.6 ヘクタールの事業委託料を 500 万円計上。林業振興費では、被害地造林事業、面積約 20 ヘクタールなど風倒木に係ります関係経費 1,967 万 3,000 円を計上。またみどり税事業として緊急防災森林整備事業土留工約 60 ヘクタール分を計上。林道開設事業費は、三日月本郷線の最終年度経費を計上いたしております。治山事業費では、高野、船越、才金他 3 地区分など民家裏山等災害関連に係る事業経費を計上いたしております。

次に、商工費は 1 億 6,381 万 9,000 円で、商工業振興費では、合併によります商工会への助成金が主なものでございます。観光費の工事請負費では、町内案内板設置 5 カ所・笹ヶ丘荘遊具修繕経費などを計上いたしております。商店街活性化・強化活動支援事業費では、後継者育成支援事業に対する助成金が主なものでございます。

次に、土木費は 11 億 8,016 万円で、土木総務費では、町内 4 カ所、坊・弦谷・須山・三ツ尾の急傾斜地の崩壊対策事業負担金、土地開発基金繰出金は、基金利子と長谷盛土場賃借料分に係る経費を計上いたしております。町道橋梁総務費では旧 4 町を包括した新佐用町の道路台帳整備経費、土木積算機器保守管理並びに事務機器リース料などの関係経費を計上。道路維持費では、自治会要望・課題等、通行の安全安心確保のため道路維持修繕並びに工事請負費等で 5,500 万円、道路緑地帯等管理委託料、また除雪及び凍結防止剤等の散布作業委託料 755 万 3,000 円を計上いたしております。道路新設改良費では、集落課題、循環型社会拠点整備等、町道 19 路線に係る工事請負費 2 億 4,080 万円、その内の 10 路線に係る測量・登記委託料・公有財産購入費・補償補填等で 1,411 万 3,000 円の関係経費を計上。交通安全施設整備費では、道路通行の安全性を高めるための措置として工事請負費 560 万円を、橋梁新設改良費では、戦橋の測量調査経費 2,500 万円、佐用地域の円応寺橋下部工等に係ります工事請負費 6,650 万円を計上。河川総務費では、尾崎川の測量調査経費 500 万円、西の谷川及び河川清掃工事請負費 1,600 万円を計上いたしております。下水道費、上水道費及び公共下水道費は、播磨高原広域事務組合等への繰出金でございます。住宅管理費は、町営住宅 498 戸に係ります管理経費で消防法改正に伴い、昨年同様、火災報知器設置経費、上町・山王住宅駐車場舗装また米田改良住宅の下水道接続工事、上町・山王住宅の光ファイバー屋内配線等の関係経費を計上いたしております。

次に、消防費は 6 億 80 万 5,000 円で、常備消防費では、今回から委託料で、播磨科学公園都市分の消防業務を、赤穂市消防本部に委託しております関係経費 1,565 万 2,000 円を非常備消防費から目変更をいたしております。また備品購入費で、タンク付き消防自動車及び緊急車輛の救急車輛の更新整備などで 7,670 万円を計上いたしております。非常備消防費は、団長以下の団員報酬及び退職消防団員報償金などの関係経費を計上しております。

次に、教育費は 10 億 9,024 万円で、事務局費では、不登校児童生徒の通学教室を開設し、週 3 日程度、午前中適応指導員を配置し、相談に当たることいたしております。特別支援教育推進費は、多動性障害等による行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援を行うためのスクールアシスタントを 3 名配置し、指導等の補助活動経費 534 万 3,000 円計上いたしております。小学校管理費では、久崎・三日月小学校プールの基本実施設計経費 1,000 万円、また工事請負費で遊具関係施設整備経費など 1,650 万円の経費を計上いたしております。小学校施設整備費では、上月小学校グラウンド整備に係ります経費 5,006 万 8,000 円を計上いたしております。次に、中学校費、学校管理費では、4 中学校に係ります管理経費、工事請負費は、佐用中学校理科室の机・椅子の取替などの

経費 1,900 万円の整備関係経費を計上。通学対策費では、奥海線スクールバス乗車生徒が 2 名となりますので、送迎用のバスから乗用車に変更するための車輛購入費を 241 万円計上、また通学助成の自転車購入助成 122 名分を計上いたしております。社会教育総務費では、子ども歌舞伎育成会・平松武者おどり保存会負担金など、地域で取組まれております活動助成金、負担金などを計上いたしております。生涯学習振興費では、放課後子ども教室事業経費、また各種講座や美術展など生涯にわたる学習関係経費を計上いたしております。図書館費は、備品購入費で点字印刷機の購入経費、また利用者の要望に応えることができる基本的な各種資料の提供や図書館講座の開設などの経費を計上いたしております。スターシャワーの森運営費では、ピアノのオーバーホールを 2 ヶ年で実施するための経費 133 万 1,000 円を計上。さよう文化情報センター運営費では、オストメイトトイレの設置など修繕経費 250 万円を計上いたしております。県立昆虫館管理費は、NPO 法人などの管理運営の提案があり、現在検討中ではありますが、予算といたしましては 211 万 8,000 円を計上いたしております。三日月陣屋館運営費は、外堀の水中ポンプ 4 台の更新経費を計上、文化財保護費では、佐用保育園移転に伴い長尾・沖田遺跡文化財調査委託料が主なものでございます。保健体育総務費では、体育協会補助金、町民体育祭運営委託料やマラソン大会に係ります経費を計上いたしております。スポーツ公園運営費は 9 施設に係ります管理関係経費を計上。体育館運営費は、上月ホテルドーム、勤労者体育センターほか 3 施設管理経費でございます。学校給食費では、幕山、上月、久崎小学校に係る管理経費、また給食センター運営費は、佐用、南光、三日月給食センター管理経費を計上いたしております。

次に、公債費は、元利償還関係経費 22 億 1,731 万 6,000 円計上。

諸支出金、普通財産取得費は、昆虫館観察ゾーンに係ります県町土地開発公社返還分で、本年度が最終年度となりますので一括償還元利経費 1,511 万 7,000 円計上。公営企業費 4,041 万円。基金費 2,489 万 1,000 円は、公共施設整備基金積立として、高度情報通信網営繕積立金 500 万円を計上。その他各基金から生じます利子分を計上いたしております。

予備費は 1,000 万円の計上でございます。

6 ページから 7 ページにかけて第 2 表、債務負担行為、児童福祉施設整備事業の平成 21 年度分事業費の限度額を、第 3 表、地方債 15 億 7,700 万円の内訳につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等を記載いたしておりますのでご高覧ください。

以上が一般会計予算の概要説明と予算編成にあたっての方針でございます。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、特別会計のご説明をさせていただきます。

失礼しました。それでは、議案第 39 号、国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。20 年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19 億 8,362 万 5,000 円で、前年度対比 1 億 3,177 万 5,000 円約 6 パーセントの減であります。

事項別明細書により、歳入より説明をいたします。国民健康保険税は、一般被保険者分では、医療給付費分、後期高齢者支援分及び介護給付費分の現年度分と滞納分併せて 3 億 2,192 万円でございます。退職被保険者分は、同じく合計で 3,562 万 4,000 円であります。

国庫支出金の療養給付費等負担金は、3 億 4,522 万 2,000 円で、説明欄に記載のとおり、療養給付費分、老人保健拠出金分、介護納付金分、後期高齢者支援金などに分けられております。なお 19 年度までは、療養給付費等負担金を 10 目と 15 目に分けて計上してありましたが、20 年度から 10 目に統一いたしております。特定健康診査等負担金では基本検診、医師の指示健診、個別健診、保健指導に対する補助で、合計 176 万 4,000 円でございます。普通調整交付金 1 億 4,807 万 4,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の一般被保険者分、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金及び介護給付費納付金に対する調

整交付金でございます。

療養給付費等交付金 1 億 6,970 万 3,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の退職被保険者分であります。

県支出金の前期高齢者交付金は新たに設けた科目で、5 億 1,114 万 1,000 円でございます。特定健康診査等負担金は国庫支出金と同額の 176 万 4,000 円となります。県財政調整交付金は、1 億 685 万 9,000 円でございます。

共同事業交付金の高額療養費共同事業交付金 2,238 万 4,000 円、保険財政共同安定化事業交付金 1 億 6,255 万 6,000 円は、いずれも同額を拠出金として支出するものでございます。

繰入金の一般会計繰入金は、ル - ルに基づき一般会計から繰入を受けるもので、内容は説明欄に記載のとおりで合計 1 億 1,943 万 3,000 円で、前年度対比約 3,000 万円の減であります。準備基金繰入金は、1,898 万 6,000 円で前年対比約 400 万円の減でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

職員にかかる人件費関係については省略させていただきます。

総務費では、備品購入費において、レセプト点検管理用のパソコン 2 台を購入する予定としております。

保険給付費の一般被保険者療養給付費は 11 億 4,216 万円、退職被保険者等療養給付費は 1 億 3,231 万 2,000 円、一般被保険者療養費は 452 万 1,000 円、退職被保険者等療養費は 479 万 4,000 円でございます。高額療養費では一般被保険者高額療養費で 6,712 万 2,000 円、退職被保険者等高額療養費で 4,453 万 3,000 円を計上いたしております。出産育児一時金は 18 件を見込み 630 万円を計上いたして、18 件を見込んで、630 万円を計上いたしております。葬祭諸費は、後期高齢者医療制度の実施に伴い、140 件減の 60 件分 300 万円を計上いたしております。

後期高齢者支援金等は 20 年度より始まります、後期高齢者医療制度への支援金で、1 億 7,674 万 6,000 円となります。

老人保健拠出金は 6,617 万 9,000 円を計上いたしております。

介護納付金は 9,115 万 2,000 円でございます。

共同事業拠出金は歳入で説明しましたように、高額医療費拠出金 2,238 万 4,000 円、保健財政共同安定化事業拠出金 1 億 6,255 万 6,000 円、歳入と同額を計上いたしております。

保健事業費は特定健診、特定保健指導に係る経費で、賃金では健診当日及び結果説明会の看護師、管理栄養士の雇上げ、保健指導の管理栄養士の雇上げ賃金として計 116 万 3,000 円を計上いたしております。報償費として講師謝金、運動講習で 62 万円、需用費では検尿用消耗品、指導ファイル、万歩計、テキスト、研修書籍等 114 万を予定しております。委託料は特定健診に係るもので、1,500 人の受診を見込んでおり 544 万 7,000 円を計上いたしております。

予備費は前年度同様に 1,000 万円を計上いたしました。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第 40 号、佐用町老人保健特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 1,189 万 3,000 円といたしております。本会計の予算は、4 月から始まります後期高齢者医療制度に移行するため、前年度と比較して 88 パーセントの減となっておりますが、これは医療費支払いの年度区分が、3 月から始まり 2 月もって精算することから、本年 3 月分の医療費は、新年度において支払うこととなります。この為、この 1 ヶ月の医療費及び後日精算となる高額医療費や医療機関の過誤による精算分が見込まれるためのものであります。これにより、新たに県の広

域連合が処理いたします後期高齢者医療制度では、新年度である本年は、4月から来年2月までの11ヵ月分で医療費の想定をいたしております。

まず、歳入よりご説明を申し上げます。本会計の歳入の約50パーセントを占める支払基金交付金は、2億634万2,000円となり、国庫支出金は、1億3,696万1,000円、歳入に含める割合は33パーセントで、続いて県支出金は、3,424万1,000円、また繰入金は、ルールに基づく一般会計よりの繰入金3,434万3,000円を計上いたしております。また、繰越金及び諸収入はいずれも名目予算のみであります。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

高齢者の皆さんに関する、本年3月分及びそれぞれの精算による医療費4億1,188万円を計上いたしました。その他の費目は、名目予算のみを、また予備費は1万円を計上いたしております。本特別会計の老人保健制度は、平成20年4月より新たに創設される広域連合での後期高齢者医療保険制度へ移行されますが、後日発生する診療費の過誤等の支払い、払い戻しなどに対応するため、平成21年度まで本特別会計を存続させることとなっておりますが、実質的には最後の予算計上となる見込みでございます。

以上、簡単ではありますが、老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第41号、佐用町後期高齢者医療特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

本予算は、これまでの老人保健に変わる制度として4月より、新たに始まります後期高齢者医療に対応する新しい特別会計予算であります。本予算の概要は、これまで老人保健医療費として支出しておりました医療費が、県の広域連合により後期高齢者医療費として処理されるため、市町事務となりました保険料の徴収が主な項目となります。また歳出においては、徴収した保険料の全額を広域連合への納付金として処理いたします。新たな特別会計ですので、その概略を説明させていただきます。

まず歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,194万3,000円といたしました。

歳入では、加入者による保険料として、年金から自動的に引き落とされる特別徴収で1億5,900万円、年金の年額が18万円未満者及び年度途中で満75歳を迎えられる年齢到達者等の直接窓口での納付者及び口座費引落とし者の普通徴収分で800万円を計上致しました。合わせて今回の法施行により被保険者の健康診査が義務づけられたことにより、県の広域連合との委託契約により、町が実施いたします健康診査の補助金として169万8,000円を計上いたしております。繰入金では、保険基盤安定のための繰入金7,830万円を、県の広域連合分賦金1,139万6,000円を、事務を担当する職員の人件費分822万7,000円とその他繰入金として531万7,000円を計上いたしました。

歳出では、総務費として職員給与費、保険料徴収のための印刷費及び郵券料としての役務費など1,117万3,000円を、保健事業費として、特定健診受診に係わる経費397万4,000円を、徴収した保険料全額を広域連合への納付金として1億6,700万円を、また保険基盤安定制度負担金として7,830万円を、広域連合の事務経費分を1,139万6,000円、合わせて2億5,669万6,000円を広域連合負担金として計上し、予備費では10万円を見込んでおります。制度開始初年度の予算計上でありますので、分かりにくい点もあろうかと思いますが、以上、後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第42号、平成20年度介護保険特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。まず第1条におきまして、事業勘定の歳入歳出予算総額を17億7,766万円、サービス事業勘定の歳入歳出予算総額をそれぞれ836万5,000円と定めております。

まず、事業勘定の歳入からご説明をいたします。

主なものは、第1号被保険者保険料2億3,566万2,000円、国庫支出金4億1,848万3,000円、支払基金交付金5億24万2,000円、県支出金2億5,214万5,000円、一般会計と介

護給付費準備基金からの繰入金が3億5,420万2,000円、諸収入ではハイムゾンネからの返還金等1,651万3,000円といたしております。

続いて、歳出をご説明をいたします。

主なものは、電算システムの保守点検等の委託料694万6,000円、主治医の意見書料477万6,000円、介護認定審査会委員報酬300万円、地域包括支援センター電算システムリース料177万5,000円、介護サービス等諸費14億4,004万9,000円、支援サービス等諸費7,744万5,000円、高額介護サービス等費2,266万7,000円、特定入所者介護サービス7,968万円、地域支援事業費2,457万1,000円、予備費300万円でございます。

続いて、サービス事業勘定の歳入についてご説明をいたします。

居宅介護及び支援サービス計画作成費のサービス収入を836万5,000円といたしております。

次に、歳出のご説明をいたします。

新予防給付ケアマネジメント委託料として653万3,000円、一般会計への繰出金が183万2,000円でございます。

第2条においては、地方自治法第253条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を定めております。また、第3条においては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用を定めております。

以上が介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続いて、議案第43号、朝霧園特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,862万7,000円といたしております。

まず、歳入よりご説明をいたします。

施設入所者にかかる事業収入を1億1,650万円とし、一般会計よりの繰入金を、1,103万4,000円といたしております。また、諸収入の108万6,000円は、短期宿泊事業の費用負担分及び食事代等を計上いたしました。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

民生費の内、一般管理費では、施設職員に係わる人件費を主なものとして9,334万6,000円を、運営費では、施設管理費及び入所者に関する食事材料費など3,524万1,000円を計上しております。

以上、簡単ではありますが朝霧園特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第44号、平成20年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきましての説明を申し上げます。本予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,341万6,000円といたしました。前年度対比27.5パーセントの伸びであります。

まず、歳入より説明をいたします。

分担金及び負担金においては、新規加入負担金及び給水工事費負担金20戸分を見込み1,000万円計上いたしております。

水道使用料については、平成19年度の収納状況を勘案し、現年度分3億5,160万円を見込み計上いたしております。手数料については、それぞれの規定に基づき、所要の金額を計上いたしております。

国庫補助金につきましては、中央監視制御システム整備事業補助金1,748万7,000円を計上いたしました。補助率は4分の1であります。

財産運用収入については、簡易水道事業基金積立金利子68万9,000円を、土地建物貸付収入として広山水道管理住宅貸付収入18万円計上いたしました。

一般会計繰入金については、建設改良費・元利償還金等の充当財源として2億386万4,000円、人件費相当額として7,211万8,000円を予定いたしております。

諸収入については、雨水管渠埋設工事及び町道改良工事に伴う配水管移設補償金 1,794 万 9,000 円を計上いたしました。

町債については、中央監視システム整備事業の充当財源として、簡易水道事業債 6,160 万円を、昭和 60 年度、平成元年及び平成 2 年度分の借換債として 2 億 2,710 万円計上いたしております。

次に歳出の説明をいたします。

一般管理費については、人件費及び経常経費であります。なお公課費として消費税納付金 1,305 万円計上いたしました。現場管理費については、佐用簡易水道施設を始め 6 施設の維持管理経費を計上いたしております。需用費では 6 施設の光熱水費、修繕料、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費として合計 6,844 万円を計上いたしております。役務費といたしましては、浄水施設等の電話回線使用料及び火災保険料として 306 万 5,000 円を計上しました。委託料については、電気保安業務委託料として 68 万 4,000 円、雨水管渠埋設工事に伴う配水管移設工事設計委託料 400 万円、施設清掃及び汚泥搬出等委託料 641 万 4,000 円、メーター検針委託料 5,510 件 462 万 9,000 円、薬品注入機器等管理委託料 213 万 8,000 円、水質検査料 20 検体分 582 万 7,000 円、電気計装設備管理委託料 737 万 5,000 円及びメーター交換委託料 1,370 個分として 287 万 7,000 円を計上いたしております。工事請負費につきましては、佐用簡易水道において、国県町道改良工事に伴う配水管移設工事 3 件、取水ポンプ取替工事、浄水設備整備工事及びろ過膜洗浄工事として 2,374 万 6,000 円を、中部簡易水道は、国県町道改良工事に伴う配水管移設工事 2 件、取水ポンプ等取替工事、薬品注入設備取替工事及び取水口改良工事等に 805 万 8,000 円、奥海簡易水道では、ろ過膜洗浄工事等に 145 万 6,000 円、南部簡易水道では、国県町道改良工事に伴う配水管移設工事 2 件、配水池等清掃工事及び取水口改良工事等に 1,088 万 6,000 円、北部簡易水道では、県道改良工事に伴う配水管移設工事 1 件、取水口改良工事及び原水ポンプ増設工事等に 262 万 7,000 円、三日月簡易水道は、国県改良工事に伴う配水管移設工事 2 件及びろ過膜洗浄工事として 1,177 万 7,000 円を計上いたしました。原材料費といたしましては、水道資材及びメーター等の購入費として 578 万 2,000 円を計上いたしました。

建設改良費においては、委託料として中央監視制御システム整備事業の実施設計及び施工管理委託料を 900 万円、工事請負費につきましては、中央監視制御システム整備費 8,830 万円、給水工事費 20 件分 700 万円及び消火栓設置工事費 468 万円を計上いたしております。

公債費では、簡易水道事業債及び過疎対策事業債償還金として、繰上償還分を含め元金 4 億 6,513 万 8,000 円、利子 1 億 2,848 万円を計上いたしております。

なお、債務負担行為につきましては、第 2 表の記載のとおり、中央監視制御システム整備事業を平成 19 年度から 21 年度までの 3 ヶ年計画として予定しております。

地方債の明細につきましては、3 ページに記載のとおりであります。

以上で、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の概要とさせていただきます。

次に、議案第 45 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましてのご説明を申し上げます。第 1 条において、歳入歳出予算の総額を 10 億 3,288 万 7,000 円と定めております。

まず、歳入においては、分担金及び負担金 297 万 7,000 円、使用料及び手数料、1 億 8,323 万 8,000 円、国庫支出金 3,500 万円、繰入金 4 億 4,106 万 9,000 円、町債 3 億 7,060 万円、繰越金 1,000 円、諸収入 2,000 円を予定しております。

歳出では、公共下水道事業費の総額は 3 億 3,585 万 1,000 円で、内訳は、管理費が、1

億 7,521 万 2,000 円で、人件費等の一般管理費が、4,870 万 4,000 円、現場管理費が 1 億 2,650 万 8,000 円であります。現場管理費は、5 ヲ所の処理場、約 120 ヲ所のマンホールポンプ場、雨水ポンプ場の維持管理に要する主な経費で、電気代等の需用費 3,949 万 8,000 円、浄化センター等の管理委託料 7,230 万 3,000 円、汚水管路の舗装修繕・機器の修繕工事請負費 884 万円等であります。

事業費の建設改良費は、1 億 6,063 万 9,000 円で、主なものは、浸水対策下水道事業である佐用雨水排水路建設工事と円応寺橋の架替え工事に伴う下水道管移設工事、明渠繰越費の予算とあわせて実施するミックス事業増設工事、新規加入者の公共ます設置工事等の工事請負費に、1 億 700 万 8,000 円、円応寺橋汚水管移設工事の実施設計の委託料、507 万 2,000 円、雨水工事に伴う町水道移設補償費 1,344 万 9,000 円等でございます。

公債費総額は、6 億 9,653 万 6,000 円で、内訳は、元金 5 億 4,609 万円と利子 1 億 5,044 万 6,000 円です。

予備費は、50 万円を計上いたしております。

第 2 条では、本年度予定する建設改良事業の地方債借入限度額を 4,100 万円、資本平準化債を 3 億 2,960 万円。第 3 条では一時借入金の限度額を 1,000 万円と定めております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計の 20 年度予算の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第 46 号、生活排水処理事業特別会計につきましての提案のご説明を申し上げます。第 1 条で歳入歳出予算の総額を 3 億 9,827 万 6,000 円と定めております。

まず、歳入においては、分担金及び負担金 212 万 5,000 円、使用料及び手数料 8,556 万円、一般会計繰入金 2 億 2,221 万 1,000 円、諸収入 27 万 9,000 円、町債 8,810 万円、繰越金 1,000 円と予定しております。

次に歳出におきましては、生活排水処理事業費が 1 億 3,087 万 1,000 円で、その内訳は、浄化槽管理費が 4,838 万 1,000 円で、佐用地域に設置した町管理の合併浄化槽、約 721 基の維持管理運営に関する経費で、この主な経費は、浄化槽管理委託料、3,978 万 4,000 円です。農業集落排水施設の管理費は、8,249 万円で、10 ヲ所の農業集落排水施設の維持管理に要する経費であり、一般管理費は人件費等の経費であり 2,091 万 6,000 円、現場管理費が 6,157 万 4,000 円で、この主なものは、処理場等の電気代等の需用費 1,668 万 5,000 円、保守管理に要する委託料 3,428 万 5,000 円で、工事請負費 860 万円は、汚水管路の舗装修繕、新規加入者のマス設置費等の経費でございます。公債費は、2 億 6,690 万 5,000 円で、元金 1 億 9,222 万 3,000 円で、利息、利子 7,468 万 2,000 円でございます。

予備費は、50 万円といたしております。

第 2 条の地方債の限度額は、資本平準化債 8,810 万円を計上いたしております。

一時借入金限度額は 1,000 万円と決めました。

以上で、生活排水処理事業特別会計の 20 年度の予算の概要とさせていただきます。

次に議案第 47 号、平成 20 年度の佐用町西はりま天文台公園特別会計予算につきましてのご説明を申し上げます。西はりま天文台公園は開設以来、運営管理も、まずは順調に推移してまいりました。このことは、兵庫県はもとより佐用町におきましても、極めて厳しい財政状況の中で、議会をはじめ町民各位の深いご理解とご支援の賜と、厚く感謝を申し上げます。

さて、平成 20 年度の予算編成方針でございますが、従来どおり県から指定管理料を中心に一般会計からの繰入金と野外活動センター使用料、家族用ロッジ使用料等を主な財源として編成をいたしております。その中でも 81.4 パーセントと大きなウエイトを占めます指定管理料につきましては、県における財政事情が非常に厳しい状況でありまして、経常経費につきましては昨年度当初予算から 14 パーセントの減額を受けております。しかし

ながら中心設備の2メートルなゆた望遠鏡の反射鏡再蒸着作業など重要な整備事業が認められ大幅な増となりました。このことを踏まえ、予算編成に当たっては、これを適正かつ合理的に配分し、適切な公園の管理運営と効率的な事業の執行を行い、これらが公園利用者の増加にも繋がるものを目指していきたいというふうに考えております。

それでは予算案についてご説明申し上げます。

20年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,898万1,000円と決めました。

次に、第2条におきまして、一時借入金の借入限度額は1,000万円と定めております。

まず歳入につきましては、使用料の1,605万円は、町立野外活動センター及び県施設家族用ロッジの使用料収入であります。県支出金の2億7,590万9,000円は、2メートルなゆた望遠鏡整備事業費1億3,129万6,000円を含む当公園の管理運営に要する人件費、運営費、整備費としての県からの指定管理料であります。繰入金は4,313万8,000円といたしております。これは町費支弁職員2名の人件費を含む一般会計からの繰入金であります。雑入の352万7,000円はシート使用料、253万円及び水道電気使用料等徴収金99万7,000円であります。

歳出について、ご説明申し上げます。

社会教育費の3億1,930万7,000円は、職員18名分の給与費等であり、9,753万6,000円を含む公園の管理運営に要する費用であります。新規事業としてグループ用ロッジ運営費においては、屋根葺替工事、ロッジ改修工事で904万9,000円、天文台公園運営費においては、2メートルの望遠鏡主鏡等整備事業委託料として1億3,129万6,000円を新たに計上いたしております。公債費の1,901万7,000円は、水道事業及び野外活動施設整備事業にかかわる銀行等資金債の元金及び利息であります。

その他には、基金費として積立金35万7,000円。予備費30万円を計上いたしております。

以上、平成20年度西はりま天文台公園特別会計予算の概要であります。

次に、議案第48号、平成20年度笹ヶ丘荘特別会計予算につきましてのご説明を申し上げます。この会計は、笹ヶ丘荘及び交流会館の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,053万8,000円といたしております。

まず、歳入の主なもの、笹ヶ丘荘事業収入1億418万7,000円。交流会館事業収入513万6,000円。一般会計からの繰入金1,100万円といたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘の管理運営費1億1,227万4,000円。交流会館管理運営費826万4,000円といたしております。

以上、簡単でございますが20年度笹ヶ丘荘特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

平成20年度の次に、平成20年度、議案第49号、佐用町歯科保健特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。第1条で歳入歳出予算総額をそれぞれ2,872万7,000円と定めております。

まず、歳入よりご説明をいたします。

保険診療収入2,644万円、基金積立金利子8,000円、前年度繰越金1,000円、各種保健事業の受託料等の諸収入を227万円といたしております。

続いて歳出をご説明いたします。

主なものは、歯科医師の報酬750万円、歯科衛生士等の賃金605万5,000円、歯科医師派遣旅費109万9,000円、光熱費72万円、医薬材料費168万円、歯科技工委託料180万円、パソコンリース代10万円等でございます。

第2条につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の最高額を定めております。

以上、簡単でございますが平成 20 年度歯科保健特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第 50 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。この予算は、さよひめ団地 1 区画、早瀬団地 1 区画、広山団地 3 区画の分譲及び公債費の償還にかかるもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,581 万 7,000 円といたしております。

まず歳入の主なものは、財産売払収入 2,935 万円、基金繰入金 626 万円といたしております。

歳出の主なものにつきましては、宅地造成基金の 2,789 万 2,000 円、公債費の元利償還金 626 万円といたしております。

以上、20 年度宅地造成事業特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、上程いただきました議案第 51 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出予算についてのご説明を申し上げます。初めに各事業の予定量についてご説明を申し上げます。

農作物共済の水稲では、引受戸数 1970 戸、引受面積 7 万 5,100 アール、麦は、8 戸、4,250 アールを予定しています。家畜共済では、1,850 頭を引き受ける予定でございます。畑作物共済では、43 戸、9,750 アール、園芸施設共済では、29 戸、62 棟の予定であります。

損害防止事業については、昨年までの水稲防除の薬剤補助の代わりに獣害対策補助として、捕獲檻を 12 個作成し、集落に貸出しをすると共にトタン、網等の補助で防護柵設置事業に乗らない町単事業分に対して補助を行う予定でございます。家畜の損防は寄生虫の駆除等を予定いたしております。

収益的収入及び支出については、総計で 1 億 861 万 1,000 円で、前年度比 4.94 パーセントの増となります。

農作物共済勘定では、805 万円で前年度比 2.75 パーセントの減となっております。家畜共済勘定では、3,290 万 2,000 円で前年度比 10.14 パーセントの増となります。畑作物共済勘定は、368 万 6,000 円で前年度比 29.52 パーセントの増となりました。園芸施設共済勘定では、779 万円で前年度比 7.9 パーセントの減となっております。失礼しました 77 万 9,000 円で、前年度比 7.9 パーセントの減となっております。

業務勘定では、6,319 万 4,000 円で前年対比 2.49 パーセントの増となります。

事業収益の主なものといたしましては町補助金 4,389 万 8,000 円、各事業の事務費賦課金 299 万 2,000 円、受取損害防止事業負担金 181 万 7,000 円、損防事業分として事業勘定受入 101 万 2,000 円、事業外収益では、建物、農機具共済会計から 750 万円の受入をして、業務引当金戻入として、500 万円を計上いたしております。

支出につきましては、連合会への支払賦課金として 144 万 4,000 円、人件費等の一般管理費として 5,517 万 8,000 円、損害評価会の報酬等で 306 万 5,000 円、水稲、家畜の損防事業として 292 万 3,000 円を予定いたしております。

以上で、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出予算の概要の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第 52 号、平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計予算につきましての説明を申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ 385 万 7,000 円と定めております。

歳入内訳ですが、前年度繰越金 385 万 6,000 円で、諸収入は名目予算 1,000 円といたしております。

次に歳出の主なものでございますが、財産管理費の委託料で森林災害復旧事業の経費と

して50万円を、予備費に313万4,000円を計上いたしました。

以上、佐用町石井財産区特別会計予算の概要とさせていただきます。

最後に、議案第53号、平成20年度佐用町水道事業会計予算についてのご説明を申し上げます。本町の水道事業は、安心して使える水の安定供給を使命として、取水、浄水、送水、配水施設の適正な管理や整備に鋭意努力をいたしております。近年の事業の状況は給水人口の減少や節水型機器の使用等により、有収水量は減少傾向にございます。今年度の給水収益は近年の水道料金減少傾向を考慮し、約2パーセントの減収を予定いたしております。支出におきましては高利の企業債の繰上償還による企業債利子の減額や消耗品等の経費削減に取り組んでおります。しかし、水道企業会計は依然、欠損金の累積から脱却できず前年度までに引き続き、厳しい状況に置かれております。事業については今年度に引き続き、老朽化した中央監視制御システムの整備を行い、監視機能を高めることで水質の監視や機器の異常の早期発見に努め町民の皆さんに安心して飲んでいただける水道水の提供に取り組んでまいります。

第2条の業務の予定量として、収益的業務では、給水戸数1952戸、年間総給水量69万4,263立方メートル、1日平均給水量1,902立方メートル、受託工事1ヵ所を予定しております。主な建設改良事業といたしましては、昨年度に引き続き中央監視制御システムの整備工事を行います。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は収入額1億5,828万6,000円に対しまして、支出額1億9,590万6,000円で予算計画上におきましては3,762万円の赤字が生じる見込みでございます。この主な要因は減価償却費及び企業債借入利息であります。

収入の第1款、水道事業収益の第1項営業収益1億2,035万円の主なものは、水道料金、給水工事受託金、水道管移設補償金等でございます。第2項の営業外収益3,792万6,000円の主なものは高料金対策費、預金利息、加入者分担金等を予定いたしております。

支出の第1款、水道事業費第1項営業費用1億7,080万9,000円の主なものは、水道事業の維持管理及び運営に要する費用で原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費、原価償却費、資産減耗費でございます。第2項の営業外費用2,427万2,000円は企業債借入金利息、特定収入分消費税でございます。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、収入額1,024万4,000円に対しまして、支出額9,753万8,000円で収入不足額8,729万4,000円は過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

資本的収入の主なものは、第1項の出資金874万4,000円。第2項の他会計負担金150万円を予定いたしております。

資本的支出の主なものは第1項、建設改良費で上水道改良事業に要する費用6,832万3,000円。第2項で企業債償還元金2,921万5,000円を予定いたしております。

第5条では、債務負担行為をすることができる事項の期間及び限度額を定め。

第6条では、一時金の借入限度額を2,000万円に定めております。

第7条では、予定支出の流用について、人件費以外の費用の流用を定めております。

第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費2,153万2,000円を定め。

第9条は他会計からの補助金で高料金対策補助金として3,126万5,000円。基礎年金拠出分として40万でございます。

第10条では、たな卸し資産購入限度額を52万1,000円といたしております。

内容の詳細につきましては、予算実施計画、資金計画、収入及び支出見積基礎等予算資料を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、議案第38号から議案第53号まで16件一括して概要の説明を申し上げます。

非常に沢山の膨大な予算でございますけれども、十分ご審議をいただきまして、適切妥当な結論をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にいたしております、議案第 38 号ないし議案第 53 号につきましては、平成 20 年度佐用町一般会計並びに特別会計予算であります。

この議題に関しましては、日程第 62 で全員による予算特別委員会を設置するため、次の本会議まで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 56 . 日程第 57 ないし日程第 58 について

日程第 57 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 58 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 56 に入ります。

日程 57 ないし日程 58 については一括議題としたいと思います。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今一括上程をいただきました、諮問第 1 号及び諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第 1 号よりから説明を申し上げます。現在人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町長尾 837 番地の 2、孝本鈴子氏の任期が、本年 3 月 31 日をもって満了となるため、引続き人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を願います。

次に諮問第 2 号についてご説明申し上げます。同じく現在人権擁護委員として活躍いただいております、黒川恵準氏の任期が本年 3 月 31 日をもって満了となるため、その後任として佐用町平福 151 番地、井上眞生氏に人権擁護委員に就任いただきたく候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願います。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ここで暫く休憩をしたいと思います。

休憩でありますけれども、意見の調整の為、暫く休憩するわけですが、ちょっと控室の方で調整をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後04時34分 休憩

午後04時45分 再開

議長（西岡 正君） 会議を再開いたします。

諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付いたしました意見書のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付いたしました意見書のとおり答申することに決定いたしました。

続いて、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付いたしました意見のとおり答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、お手元に配付いたしました意見書のとおり答申することに決定いたしました。

日程第59．同意第1号 損害評価会委員の選任同意について

議長（西岡 正君） 日程第59、同意第1号、損害評価会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました同意第1号、佐用町損害評価会委員の選任同意について、提案のご説明を申し上げます。

損害評価会委員の任期が本年3月31日をもって満了となるため、その後任として、各地区自治会会長、農会長会会長からご推薦いただきました、26名の方を委員に選任したいので、規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間となります。ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに表決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは本案に対する討論を省略し、これより本案についての採決に入りたいと思います。

同意第1号、損害評価会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって本案につきましては、えっ、今、ち

よっと吉井さんがあげられてなかったんで、ああ、そっちですか。はい、分かりました。

よって本案は、挙手全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第60．同意第2号 石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 日程第60、同意第2号、石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました同意第2号、石井財産区管理委員の選任につき同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第296条の2により石井財産区管理委員会を設置しており、その任期が5月26日をもって4年が満了となります。今定例会において、石井財産区管理条例第3条に基づき、新たに管理委員7名の方の選任をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方々につきましては、お手元の資料の7名の方々でございまして、ご同意賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに表決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） それでは本案に対する討論を省略し、これより本案について採決に入ります。

同意第2号、石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。
ここでお諮りいたします。本日の会議を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって本日の会議を延長いたします。

日程第 61 . 請願第 2 号 議員報酬の引き下げを求める請願書

議長（西岡 正君） 日程第 61 に入ります。
請願第 2 号、議員報酬の引き下げを求める請願を議題といたします。
請願に対する紹介議員の説明を求めます。紹介議員、鍋島裕文君。

〔 21 番 鍋島裕文君 登壇 〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。議員報酬の引下げを求める請願の提案説明をいたします。

本請願は、昨年 12 月議会で議員報酬の引上げが議決されたことにより多くの町民の方から、その引上げ理由に対し納得がいかないし、到底容認できないとの意見があり、議会に反省を求め引上げ前の議員報酬額に戻すことを求めるものであります。

町会議員の報酬は生活給の要素が少ないと言われております。しかし、議員報酬が引くければ低いほど良いとは考えておりません。議員報酬は、町民が納得できる適切な報酬額が確保されるべきだと思います。ところが昨年 12 月議会で議決され、今年 4 月から実施されようとしている議員報酬の引上げは、町民にとって到底容認できないものであります。今回の報酬引上げを議決されている「議員定数を 2 に削減した」は、次回選挙後に実効をもつものであり、誰が考えても仮に引上げるのであれば、次回選挙後にすべきことこそ、道理があるといえるのではないのでしょうか。また町民生活の厳しい実態からしても、この引上げを正当化する理由はなく、むしろ、その引上げの増額分を福祉に回すべきであります。早急に議員報酬を引上げ前の報酬額に戻されるようお願いするところでございます。
以上でございます。

議長（西岡 正君） 請願第 2 号に対する紹介議員の説明は終わりました。
これより請願第 2 号に対する質疑に入りますが、質疑はございますか。ありませんか。

〔 質疑なし 〕

議長（西岡 正君） 質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。
請願第 2 号、議員報酬の引き下げを求める請願書は、総務常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、請願第 2 号、議員報酬の引下げを

求める請願書は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 62 . 予算特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 日程第 62 に入ります。

お手元に配付をいたしておりますように、予算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りします。平成 20 年度佐用町一般会計、15 特別会計の予算審査のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定をされました。

日程第 63 . 予算特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 63 に入ります。

予算特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。先の議員協議会において協議がされ、委員長及び副委員長が決定されております。予算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会予算特別委員会委員長、山田弘治君。副委員長、石堂 基君。以上の諸君が予算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

日程第 64 . 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 64 に入ります。

日程第 64 は、委員会付託についてであります。

暫時休憩をいたします。

午後 0 4 時 5 3 分 休憩

午後 0 4 時 5 3 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き再開をいたします。

お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

暫く休憩します。

午後04時54分 休憩

午後04時54分 再開

議長（西岡 正君） お諮りします。会議を再開いたします。

お諮りします。本日の議事日程に一般質問の予定をしておりましたが、本日の会議は、これにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって本日は、これにて延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。ご苦労さんでした。

午後04時55分 延会
